■テレビ加入契約約款

第1章 総則 第1条(約款の適用)

全沢ケーブル株式会社(以下「当社 |といいすす)は このテレビ加入 契約約款(料全表を含みすす。以下「約款 |といいすす) 及 び当社が別に定めるところにより、当社が設置する有線電気通信設備によるサービス(付帯するサービスを含みます)を提供しま

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条(用語の定義)

この約款において使用する用語は、放送法(以下「法」といいます)において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で

12/11/04/10	
用語	用語の意味
1 有線テレビジョン放送サービス	アナログ放送サービス及びデジタル放送サービスを総称していいます。 (以下「放送サービス」といいます)
2 テレビ加入契約	当社の放送サービスの提供を受けることを目的として締結される加入契約(以下「加入契約」といいます)
3 集合住宅契約	共同住宅、集合住宅(2以上の複数世帯が入居可能なアパート、マンション等の賃貸又は分譲住宅で当社が判断するもの)に当社施設の設置(導入)を行うための基本となる契約。
4 契約者	当社と加入契約を締結した者
5 加入申込者	当社に加入契約の申込みをした者
6 セットトップボックス	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器(以下「STB」といいます)
7 機器等	STB及びリモコンその他付属品をいいます。
8 ICカード	STBに常時装着されることにより、STBを制御し、契約者の視聴履歴を 記録する為のICを組み込んだカード
9 B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
10 C-CASカード	デジタルサービス用ICカード
11 タップオフ	有線放送設備の線路に送られた電波等を分岐する機器で、受信者端末に最も近接する分岐分配器
12 クロージャー	有線放送設備の線路に介在し光ファイバーをその先端において他の光ファイバー の先端と接続させる設備であり、受信者端末に最も近接するものをいう
13 保安器	有線放送設備と加入者側との責任分界点として設置するもので、雷やサージ等によって印加 された異常電圧・異常電流の混入を防ぐ保安のための機器
14 V-ONU	光放送端末
15 HFC	光ファイバーと同軸ケーブルを併用した方式
16 FTTH	センターから加入者宅まで光ファイバーで接続する方式
17 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに 地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条(加入契約の単位)

加入契約は、加入世帯ごと又は事業所ごとに行います。

第5条(加入契約の成立)

第5条 (加入契約の成立)
加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し、別に定める加入申込書により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。(但し、加入契約のライトコースについては、加入申込者が共同受信組合からの切替である者、電波障害対策の保障が終了した者、アナログ多チャンネルコースからの切替である者が原則とする。
2 当社は第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。又、当社は承諾後においても次の各号に該当する事実が判明した場合には、違約の責めを負うことなくその承諾を取り消すことができるものとします。(1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合。
(2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合。
(3) 申込時に申請した事項に虚偽、不備(名義、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます)がある場合。

- 場合。 (4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合。

- (4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合。
 (5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
 (6) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合。
 (7) 加入申込者がお前が、規定するシャルがあると認められる場合。
 (8) 加入申込者がお前が、規定するシャルがあると認められる場合。
 (8) 加入申込者がお前が、規定するシャービス以外の当社が提供するサービスの利用により発生する自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがある場合。
 (9) その他、当社の業務に著しい支障がある場合。
 (3) 有料番組を利用する場合には、契約者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合のほかは、電話等により当社に申し込むこかできるものとします。
- を必ずれたいるという。 4 有料番組の利用については、別に定める「有料番組サービスの料金に関する規約」(以下「有料番組規約」といいます) に同意の上、申し込みを行うものとします。 5 当社は、本人性及び年齢の確認の為身分証の提示を求めた場合、加入申込者及び契約者はこれに応じるものとします。

第6条(加入由込みの撤回等)

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みを撤回又は当該契約の解除を行う ここができょす。 2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を受領したときにその効力を生じます。

- 2 前項のがたによるのin(大学家が)が下込みのMini中は、「知识の人業を支援のにたるは、ことか」。 3 第1項のが限により加入契約の申込みのMini申客で行るた者は、実際に支払った加入契約科の適合を持ち請求することができます。 ただし、予め加入申込みの施回をする意思をもって加入契約の申込みを行なった場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反いると明らかに認めされるさは、この限りではありません。
- 4 加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用を負担する ものとします。

第7条(利用期間)

当社が提供するサービスの利用期間は1ヵ月単位の自動更新とする。

- 契約者は加入契約を解約しようとする場合、当社指定書式により当社にその旨申し出るものとします。 2 契約者は加入契約を解約しようとする場合、当社指定書式により当社にその旨申し出るものとします。 2 契約者は解約の場合、第15条 (利用料) の規定による利用料を含む全ての料金 (解約月の月額利用料も含む) を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。
- 設解制の日の風する日の空日本までに得算するものとします。 3 解約の場合、加入製約有外私、戻しはいたしません。 4 解約の場合、当社はサービスの提供を停止するとともに、契約者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事負担金(以下「引込工事費」といいます)に係る施工部分及び機器等を搬去し、契約者は、別に定める加入契約解除に伴う工事費を支払うとともに、撤去に伴う契約者が所有若しくは占有する敷地、寮屋、構築物等の回復を自己の負担にて行うものとします。 5 契約者は本条に定める解約、及び第9条(停止及び解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、別に定める「機器損害金一覧表」に記載の損害金を請求します。

第9条(停止及び解除)

当社は 契約者において加入契約に基づく料全支払債務及び加入約款以外に基づき契約者が当社に支払うべき全銭債務 当社は、契約者において加入契約に基づく料金支払債務及び加入約款以外に基づき契約者が当社に支払ってき金銭債務の全部又は一部の支払いが運延した場合。これらの支払いを含る恐れがある場合、又はこの約款に造成する対象があったと認められる場合及びその恐れがある場合は、契約者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。。尚、停止の場合は第12条(一時停止及び再開)の規定を、解除の場合は第8条(解除)の規定に準じて取り扱います。この場合、当該停止に関し、当社は、契約者になんらの責任をも負担しないものとします。 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著し、支除がある場合には、催告しないで、サービスの提供を停止すること、また、

- 2 削頭の場合においく、当在の果務の途行工者にいる陣がある場合には、権合しないで、ケーヒスの提供を停止すること。た。 備告しないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。
 3 当社は、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供に係る当社施設の変更を余儀なくされ、かつ 代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのこ とを事前に契約者に通知するものとします。
 4 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合 は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合、当社は契約者になんらの責任をも負担しないものとします。

第2章 サービス 第10条(当社が提供する放送サービス)

当社は契約者に対しそのサービス区域内で、次の放送サービスの提供を行ないます。なお、放送サービスの一部又は全部を変

- (1) アナログ放送サービス 放送法第2条に定める「放送事業者」のラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス。
- プンタルを本います。 放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送及びラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のデジタル有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス。 (イ) デジタル有料番組サービス
- rンタル有料番組サービス 放送法第2条に定める 「委託放送事業者」 が行なう有料放送サービス。 ただし、 デジタル有料番組サービスはデジ MADACARCE-CONSTRUCTION 「大きないない手術」の「しょうけんない。これには、アングル有利番組サービスは、別に定める有料番組規約により提供するものとします。

第11条(放送サービスの変更)

第11条(放送で)一に入の変更) 加入者は、当社が提供する基本番組サービスの変更を申し込むことができます。 2 基本番組サービスの変更の場合には、第5条 (加入契約の成立) の規定に準じて取り扱います。 3 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、加入者は料金表に定める工事費を支払うものとします。 4 当社は加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合は、変更を落肥しない場合があります。 5 放送サービスの変更を行った場合には、変更後の料金を支払うものとします。

第12条(一時停止及び再開)

第12条(一時停止及び再開) 契約者は、当社が提供する放送サービスの一時停止又はその再開を希望する場合は、すみやかに当社にその旨を申し出るものとします。一時停止の場合は希望日の10日以上前に申し出るものとします。この場合、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の初月までの期間の利用料は、別に定めます。
2 前項の一時停止期間は、3ヵ月単位を基本とし、最長6ヵ月とします。期間が満了した場合は、当然にサービスが再開されるものとします。なお、ほに当社が認める場合を除る、再開後1年以内の一時停止はできないものとします。
3 停止期間中の料金については、停止した日の属する月の翌日から3ヵ日は無材とし、4ヵ日から開間した日の属する月の前月までの期間は1,200円(税込1,320円)/月酸もお支払いいただものとします。なお、料金の日割り計算による精算はいたしません。
4 一般放送およびライトコースについては、特に当社が認める場合を除る、一時停止はできないものとします。
5 一時停止の場合、サービスの停止をするとともに、貸与した機器等を撤去します。
6 一時停止及びその再開により費用が発生した場合は、加入者がその費用を負担するものとします。
7 当社は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに、一時停止および再開を取扱います。
8 6 ヵ月を過ぎて再開なき場合は、解約とします。

当社が提供するサービスの料金は、利用料、附帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定める ところによります。 2 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

第14条(同時加入に伴う基本番組利用料の割引)

- 第14宋、(回時加入に・1中7金本番組利用料の割行)
 当社は次に定める条件をすべて満たす場合、料金表に定める利用料の割引を適用するものとします。
 (1) 第15条 (利用料) の規定に従い・基本番組利用料及びデジタル基本番組利用料の支払いがおこなわれている。
 (2) 契約者は、当社が提供する金沢ケーブルのインターネット加入契約若しくはケーブルプラス電話契約について、一又は両方加入し基本番組利用料の支払いがおこなわれている。
 (3) 本サービスの契約者と (2) で定める契約の契約者が同一である。
 (4) 本サービスの料金の支払いと (2) で定める契約の対用する施設が同一である。
 (5) 本サービスの料金の支払いと (2) で定める契約の支払が同一である。
 2 前項の適用は1の契約に限り1の適用に限ります。

報刊の表示が、当社の業務の提供を受け始めた日の属する月の翌月からこの加入契約の解約を申し出た日の属する月まで、同一世帯の加入契約ごとに、別表に定める利用料を当社に支払うものとします。利用料金は毎月1日から末日までを1ヵ月として暦月単でで計算を行います。当社は、社会経済情勢の変化に伴い、利用料の改定をすることができます。改定する場合は、2ヵ月前に当該利用者に通知するものとします。利用料には、NHKの放送受信料及び衛星放送受信料は含まないものとします。ただし当該利用者に通知するものとします。利用料には、NHKの放送受信料及び衛星放送受信料は含まないものとします。ただし当 計が、第1条に定めるサービスを月のうちひきつづき10日以上行わなかった場合の利用料は、日割り計算による結算を行うものと

当社は、当社が有する、契約者の料金その他の債権を譲渡することがあります。

第17条(端数机理)

当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損 害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。 2 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

3 実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります

第18条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第19条(延滞処理)

契約者は、料金、又は割増金等の料金以外の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない

第20条(期限の利益の喪失)

契約者は料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社の請求により当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をして頂きます。

第4章 施設等 第21条(施設の設置及び費用の負担等)

第21条(施設の設置及び費用の負担等)
当社は、放送センターから受信機までの施設(以下「本施設」といいます)のうち、放送センターから保安器までの施設(以下「当 社施設」といいます)の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、契約者は契約者の最寄りのタップオフ から保安課をでの引込工事負担金(以下「引込工事費」といいます)を負担するものとします。 2 契約者は保安器の出力端子からテレビ受信機までの施設(以下「契約者施設」といいます)の設置工事に要する費用(以 下「宅内工事費」といいます)を負担し、契約者施設を所有するものとします。 3 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。 4 当社がこの約款にしたがって放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社又は当社の指定する業者が行なう ものとします。

第22条(設置場所の変更)

契約者は、次の場合に限り引込線及び機器等の設置場所を変更できるものとします。 (1)変更先が同一敷地内の場合

- (1)変更充が同一数地内の場合 (2)変更充が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合 2 契約者は、前項の規定により引込線及び機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社又は当社の指定する業者が行なうものとします。 3 契約者は、第 21 条 (施設の設置及び費用の負担等) の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担す。

第23条(施設の設置場所の無償使用等)

契約者は、当社又は当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行なうため、契約者の所有又は占有する敷地、

条約19は、当れ又は当日が月は、93米省が当日が超ない成品、快温、1924年9で13ながため、突動省の別情又は白有する私地、 家屋、構築物等への出入りについて便宜を供与するものとします。 2 契約者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係人があるときは予め必要な承諾を得ておくものとします。また、 このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。

第24条(維持管理責任の新用)

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、契約者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの、全部 又は一部が停止することがあること、これにより、当社は契約者に対しなんらの責任をも負担しないこと、当該停止期間中におけ る契約者の当社に支払うべき料金等が免除又は減額されないことを承認するものとします。 2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者施設とします。

第25条(施設の故障等に伴う費用負担)

当社は、契約者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用(修復を伴わない場合は派遣に要した費用)の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

ンスメリメンロローバス以内日本に受けませた。 2 契約者は、契約者の対意又は過失により当社施設(当社機器等を含みます)に故障また損害が生じた場合は、この修復に要する費用の銀に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第5章 損害賠償 第26条(放送サービス内容の変更及び終了)

当社は、放送サービス内容を変更又は終了することがあります。なお、変更又は終了によって起こる損害の賠償には応じません。

第27条(免責)

放送サービス及び加入契約に関し、当社が契約者及び加入申込者に対し負担する責任は いかなる場合であれ 第7条(利用 期間)にて定める利用期間の1ヵ月分の利用料を限度とする損害賠償責任に限られ、これ以外は何らの責任をも負担しないもの

CUST。 ただし、当社の責めに帰さない事由によるものについては何らの責任をも負担しないものとします。 2 当社は、サービス利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の指害、及びサービスを利用できなかったことより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任もおわないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第6章 ICカード 第28条(B-CASカードの取扱い)

STBに挿入されるB-CASカードに関する取扱いについては、契約者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「金沢ケーブル専用B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。尚、B-CASカード再発行費用については別に定める「機器損害金一覧表」によります。

第29条(C-CASカードの貸与)

- 第25年(ひ ひんち) 「マンス・デンタンス・デンタンス・デンタンス・デンタンス (中止及び解除) の規 と C CAS カードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者は、第8条(解約)及び第9条(停止及び解除)の規 定により解約又は当社が行なう契約の解除を行なうまで、STBに常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注 意義務をもって C - CAS カードを管理しなければなりません。
- 基義務をもって C − CAS カードを管理しなければなりません。
 3 契約者の責めによらない C − CAS カードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び、当社の判断による場合は、当社は、C − CAS カードの改革によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び、当社の判断による場合は、当社は、C − CAS カードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等をすることは出来ません。
 5 契約者は、次の各号を行なうことは出来ません。
 (1) C − CAS カードの複製・翻案、及び改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること。
 (2) C − CAS カードを日本国外に輸出又は持ち出すこと。

第30条(C-CASカードの紛失等)

契約者は、C-CASカードを紛失し又は盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。 2 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該 C - CASカードを無効とします。

第31条(C-CASカードの再発行)

当社は、C-CASカードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行なうものとします。 尚、C-CASカード再発行費用については別に定める「機器損害金一覧表」によります。 第32条(C-C∆Sカードの仮却)

契約者は、第8条(解約)及び第9条(停止及び解除)の規定により解約又は当社が行なう契約の解除を行なう場合は、当社に 対しCーCASカードを直ちに返却しなければなりません。

契約者は、当社が提供するサービスを、第三者に記録媒体・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

- 2 契約者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。
 3 前項に違反した場合、契約者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして 当該利用料を当社に支払うものとします。
- 当該利用科を当社に支払ったのといます。 4 当社の放送サービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービスの利用の目的以外で、当社の機器等を使用することができません。 5 契約者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第34条(契約米の氏を等の変更)

契約者は、その氏名、名称又は住所若にくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていた

第35条(契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後相続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出て頂きます。 2 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。こ

れを変更したときも同様とします。 れを変更したことも同様とします。 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者と定め、これを届け出ていただ きます。これを変更したときも同様とします。

第36条(加入由込の所要事項の変更)

契約者は、申込時に申請した所要事項について変更がある場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。

第37条(契約者に係る個人情報の取扱)

当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は諸求書の送付先等の情報を、当社、若しくは

当社は、サービス提供に係ら氏名右しくは名称、電話番号、住所右しくは居所以は請求書の送付先等の情報を、当社、右しくは 相互接続事業者のインターネット接続サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他 の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。 また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に 係るクレジッカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。 なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開する個人情報の保護に関する宣言とその関連事

第38条(準拠法)

この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

が送サービス及び加入契約に関し、当社と契約者との間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方 裁判所及を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条(言語) この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力を持

たないものとします。 第41条(定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第42条(デジタル放送サービス)

当社は、デジタル放送サービスの内容及び放送時間を原則として当社の指定するFPG(電子番組表)により提供するものとしま す。ただし、EPG「電子番組表」により提供する内容及び放送時間は、変更される場合があります。 2 当社は、内容及び放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第9章 端末機等

デジタル放送サービスでSTBを契約者が貸与を希望する場合、当社は契約者にSTBを貸与し、その利用料は料金表(1)加入契

- TBの故障、破損、紛失等の場合は、その実費相当分を当社に支払うものとします。
 2 前項の STB にはリモコと含させめとします。
 3 デジタル放送サービス利用者で、契約者が STB の買取りを希望する場合、当社は正れを認めるものとします。
 4 契約者は、次の行為をしてはならないものとします。万一、契約者が違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有するものとします。
 (1) 本来の用法によらない方法で、第1条の規定に定めるサービスを不正に受けたり、受けようとした場合。
 (2) STB (契約者の買取り品を除く) を転売、譲渡、質入れ等をすること。
 (3) STB を定められた場所から移動したり、接続変更すること。および当社の承諾なく契約設置場所から移動する場合。
 (4) STB を分解したり、変更を加えること。
 (5) 当社の施設に登録されていない STB を使用すること。
 5) 当社の施設に登録されていない STB を使用すること。
 5 契約者は、STB の性は、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き STB の交換は要求できないものとします。
 6 STB を利用する際に必要となる、IC カードの取扱いについては、第 28 条および第 29 条および第 30 条および第 31 条および第 32 条の規定によるものとします。
- および第32条の規定によるものとします。 7契約者は、当社が行なうSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

別記1(第13条関係)料金の支払方法

- 製約者は、料金について、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。 契約者は、各月の放送サービス料金及び工事費等を全融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日までに 毎月支払うものとします。ただし、ライトコースについては、契約者は6ヵ月に1回、6ヵ月分を合算した料金を支払うものとし
- 3. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができ まずが全融機関等に係る振込手数料は、契約者の負担とします。 4. 契約者は当社が放送サービス料金及び工事費等の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。 5. 当社が必要であると判断した場合、前項で定めた収納代行会社を契約者に通知なく変更できるものとし、契約者はこれを

クレジットカード支払に関する特約

- 1. 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、契約者が指定するクレジッ トカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。 2. 契約者は、契約者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届け出たクレジット
- 2. 契約者は、契約者から申し出をしない駅/継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届け出たアレジットカードの発行会社が展示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に契約者は支払います。
 3. 契約者は、当社に届出たアレジットカード番号・有効期限に変更があった場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても、異議を申し立てないこととします。

別記2(第10条関係)委託放送事業者

株式会社スター・チャンネル

3. この約款は、令和6年4月1日から施行するものとする。

(料金表の適用)

1 放送サービスに関する料全の適田についてはこの料全表の規定によります。

- 2. 当社は放送サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金によります。
- 2. 当在は成成サービスに関する行金を変更することがあります。この場合には変更後の丹金によります。 (消費税相当額の加算)
 3. 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額(税抜き価格 (消費税相当額を加算しない料金額をいいます。))の合計に消費税相当額を加算した額とします。
- (料金の臨時減免について) 4. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免すること
- があります。当社は料金の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、その旨を周知します。 (1)加入契約料·利用料(月額)

	内:	容	金額	備考
加.	加入契約料		50,000円 (税込55,000円)	STBをレンタルすることもできます。 この場合は賃貸料として、以下の金額を加算します。 (4K STB TZ-LS500B/パナソニック製) 1台目 1,000円(税込1,100円)/月
	デラックス	1 台目	4,800円 (税込5,280円)	2台目以降 600円(税込660円)/月 (4K STB TZ-LT1500BW/パナソニック製) 1台目 1,400円(税込1,540円)/月 2台目以降 1,000円(税込1,100円)/月
		2台目	2,400円 (税込2,640円)	(録画機能付き4K STB TZ-HT3500BW/パナソニック製) 1台目 1,500円(税込1,650円)/月 2台目以降 1,100円(税込2,1210円)/月 (録画機能付き4K STB TZ-BT9000BW/パナソニック製)
		3台目以降	1,600円 (税込1,760円)	1台目 2,000円(税込2,200円)/月 2台目以降 1,600円(税込1,760円)/月 (銭画機能付き4K STB BD-V5700R/テクニカラー・ジャパン製) 1台目 1,300円(税込1,430円)/月
		1 台目	3,800円 (税込4,180円)	2台目以降 900円(秘込990円)/月 (4K STB TZ-LT1000BW/パナソニック製)※新規受付終了 1台目 1,500円(税込1,650円)/月 2台目以降 1,100円(税込1,210円)/月 (議画機能付金4K STB TZ-H73000BW/パナソニック製)※新規受付終了
利用料		2台目	1,900円 (税込2,090円)	(縁回機能的: 44.5 (18 12-H13000BW: パアジェック製)※新規受付終了 1台目 2,000円(税込2,200円)/月 2台目以降 1,600円(税込1,760円)/月 (4K STB BD-V570/テクニカラー・ジャパン製)※新規受付終了 1台目 1,000円(税込1,100円)/月
(月額)		3台目以降	1,267円 (税込1,393円)	2台目以降 600円(税込160円)/月 (錢画機能付きSTB TZ-HDT621PW, TZ-HDW611P)※新規受付終了 1台目 1,400円(税込1,540円)/月 2台目以降 1,000円(税込1,100円)/月
	ミニ 2台	1 台目	1,500円 (税込1,650円)	(録画機能付きSTB TZ-HDT620PW、TZ-HDW610P)※新規受付終了 1台目 1,200円(税込1,320円)/月 2台目以降 800円(税込880円)/月 [STB※録画機能はありません。)※新規受付終了
		2台目	750円 (税込825円)	1台目 800円(税込880円) / 月 2台目以降 500円(税込550円) / 月 注1) STBをレンタルする場合は、4K STB(TZ-LS500B、TZ-LT1500BW)、 銀画機能付き4K STB(TZ-HT3500BW、TZ-BT9000BW、のいずれかと
		3台目以降	3台目以降	500円 (税込550円)
	光ミニ		1,500円 (税込1,650円)	BSパススルー提供可能エリアかつ当社のインターネットサービス ケーブル光の加入者が対象です。
	ライト		1,200円 (税込1,320円)	大同受信組合から切替の方、電波障害対策の保障が終了した方、アナログコースから切替の方が対象です(第5条第1項)。6ヵ月に1回、6ヵ月分を合算した金額をお支払いいただきます(別記1第2項)。
	番組ガイド誌	1冊	250円 (税込275円)	デラックス、スーパーのコースには、番組ガイド誌の代金が含まれています。
(2)	一車 料			

2)工事料		
内 容	金額	備考
引込工事費(HFCエリア)	25,000円(税込27,500円)	
引込工事費(FTTHエリア)	28,000円(税込30,800円)	
宅内工事費	実費	
引込+宅内工事費	40,000円(税込44,000円)程度	

※上記の引込および宅内工事費はタップオフから1台目の受信機までの木造一般住宅標準工事費とする。なお、集合住宅、ビル、病院等大型の建物が対象となる工事費、特殊工事およびその他附帯工事がある場合には事前に、別途御見積のうえ実費精算するものとする。

(3)ペイ釆組利用料(BSデジカル放送

(3)、「田畑石町内村(1837)ファル灰区/					
内 容	金額(月額)	備考			
wowow		WOWOWプライム、WOWOWライブ、WOWOWシネマの 3chバック、WOWOW 4K(4K STBが必要になります。)			
スターチャンネル		スターチャンネル 1 プレミアム、スターチャンネル 2 セレクト、スターチャンネル 3 吹替専門の 3 chパック			

(4)ペイ番組利用料(デジタル放送)

	内 容	金額(月額)		備考
	レジャーチャンネル		900円(税込990円)	
	グリーンチャンネルHD /グリーンチャンネル2HD	1,00	00円(税込1,100円)	2chパック
	衛星劇場HD	2,000円(税込2,200円)		
	フジテレビONEスポーツ・バラエティ /フジテレビTWOドラマ・アニメ	1,00	00円(税込1,100円)	2chバック※新規受付は、平成21年11月 30日をもって終了しました。
	フジテレビNEXTライブ・プレミアム	1,80	00円(税込1,980円)	デラックスコースは1,600円(税込1,760円)
	フジテレビONEスポーツ・バラエティ /フジテレビTWOドラマ・アニメ /フジテレビNEXTライブ・プレミアム	2,10	00円(税込2,310円)	Schパック ※スーパーコース契約者は、フジテレビONEスポーツ・バラエティの視聴が重複することとなります。
	J SPORTS 4	1,30	00円(税込1,430円)	
	東映チャンネルHD	1,500円(税込1,650円)		
	日経CNBC HD	900円(税込990円)		
	ディズニー2チャンネルコース (ディズニー・チャンネルHD /ディズニージュニア HD)	790円(税込869円)		
,	日本映画専門チャンネルHD	700円(税込770円)	セットで1,400円	
	時代劇専門チャンネルHD	700円(税込770円)	(税込1,540円)	デラックス、スーパーの各コースには本 利用料は含まれております。
	ファミリー劇場HD	サットで100	00円(税込1,100円)	利用行は含まれております。
	スーパー!ドラマTV HD	2911 (1,00	50円(状込1,100円)	
	WOWOWプラス 映画・ドラマ・スポーツ・音楽	700円(税込770円)	セットで1,200円	
	歌謡ポップスチャンネルHD	800円(税込880円)	(税込1,320円)	
	囲碁・将棋チャンネル	1,40	00円(税込1,540円)	
	スカイA		00円(税込1,100円)	
	TAKARAZUKA SKY STAGE	2.70	00円(税込2970円)	

(5)手数料

四 答	金額(月額)	偏 考
名義変更手数料	1,000円(税込1,100円)	1件につき
情報開示請求にともなう手数料	500円(税込550円)	1枚につき
一時停止期間中の利用料	1,200円(税込1,320円)	月額、停止した日の属する月の4ヵ月から再開した 日の属する月の前月までの期間 (第12条第3項)

令和6年4月現在

■ 金沢ケーブル インターネット契約約款

第1条(約款の適用)

全沢ケーブル株式会社(以下「当社 |といいます。)は 雷気通信事業法(昭和59年法律第86号 以下「事業法 |といいます。) ービスとします。以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、加入契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条(用語の定義)

この約款においては、次の田語はそれぞれ次の音味で使用します。

	B #F	田芸の辛叶
	用語	用語の意味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2	自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
3	端末設備	加入契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます)または同一の建物内であるもの
4	自営端末設備	加入契約者が設置する端末設備
5	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
6	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換 設備並びにこれらの付属設備
7	電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
8	金沢ケーブルの インターネット接続サービス	当社が提供する、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス。
9	ケーブルモデム	当社が設置する端末設備。当社電気通信回路の終端に位置し、TA(テレフォニーアダプタ)または自営端末設備と1ンターネット接続サービスに係る設備との間の信号交換機能を有する電気通信設備 気適信設備
	D-ONU	(FTTHエリア) 当社が設置する端末設備。当社電気通信回路の終端に位置し、TA(テレフォニーアダプタ)または自営端末設備とインターネット接続サービスに係る設備との間の信号交換機能を有する電気通信設備
	ТА	当社が設置する端末設備。電話機を接続することで普声通話を可能にする機能を有する。また、自営端末設備とインターネット接続サービスに係わる設備との間の信号交換機能を有する電気過售設施
10	加入契約	当社から金沢ケーブルのインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
11	加入契約者	当社と加入契約を締結している方
12	加入契約者回線	加入契約に基づき、当社の交換設備と加入契約者が指定する場所との間に設置される電気 通信回線
13	相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
14	技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の 条件および端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
15	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令のの規定に基づき課税される消費税の額ならび に地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

筆2音 提供区間

第4条(金沢ケーブルのインターネット接続サービスの提供区域)

金沢ケーブルのインターネット接続サービスは、事業法第9条に基づき総務大臣の許可を受けた区域において提供します。

第5条(サービスの種別)

加入契約には、インターネットサービス料金表に規定する本サービスの種類、種別、品目等があります。

第6条(加入契約の単位)

当社は、加入契約回線1回線毎に加入契約を締結します。

第7条(加入由込の方法)

本サービスの加入契約の申込をするときは、当該サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の加入契約 申込書を提出していただきます。

第8条(加入申込の承諾等)

- 1. 当社は、本サービスの加入申込があったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。
 2. 当社は、本サービスの提供をするために必要な電気通信設備に全裕がないときは、その承諾を延期することがあります。
 3. 当社は、前辺頂にかかわらず、次の各号に該当する場合には、その加入申込を承諾しないことがあります。
 ●申込に係る本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置、又は装置の保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支
- 障があると認められる場合。

- 障があると認められる場合。

 ◆本サービスの申込者が、当該申込みに係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合。

 ◆本サービスの申込者が第34条(提供の停止)に該当する場合。

 ◆ホサービスの加入契約申込書に虚偽の事実を記載した場合。

 ◆その他各号に準する場合で、当社の実務を行上著して支障があるとき。

 4. 前項の規定により本サービスの加入申込みを承諾しない場合は、当社は申込者に対し、書面によりその旨を通知します。

第9条(利用期間)

本サービスの利用期間は1ヵ月単位の自動更新とします。

第10条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

- 3.1 加入申込者は、加入契約を締結すると同時に別表1に定める相互接続事業者のインターネット接続サービスについても利用契約(以下「相互接続利用契約)といいます。)を締結することとなります。この場合において、その加入契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる相互接続事業者の料金請求の権利を譲り受けたものとして、この約款に
- 基づき料金を請求することを承認していただきます。 2. 加入契約の解除があった場合は、その解除があったときに、相互接続利用契約についても解除されたものとします。

第11条(契約事項の変更等)

- 第11末(実対事項の名文です)
 1. 当社は、加入契約者が始末があったときは本サービスの契約事項の変更を行います。
 2. 加入契約者が診議すがあったときは本サービスの契約事項の変更を行います。
 2. 加入契約者は、契約者回線設置場所変更について変更の請求をすることができます。この請求の内容を実施するために費用が発生するときは、加入契約者に負担していただきます。
 3. 第2号に必要な作業は、当社又は当社が指定した業者が行うものとします。
 4. 当社は、第1項又は第2項の請求があったときは、第8条(加入申込の承諾等)の規定に準じて取り扱います。
- 5. 当社はサービス種目の変更については、加入契約者からの請求があった翌月から提供するものとします。

第12条(加入契約者の氏名等の変更)

加入契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に届け出るものとします。

第13条(利用の一時中止、再開)

1. 当社は、加入契約者から請求があったときは、当社が提供する本サービスの利用の一時中止(その契約回線を他に転用

- 当社は、加入契約者から請求があったとは、当社が提供する本サービスの利用の一時中止(その契約回線を他に転用すること無く一時的に利用できないようにすることをいます。と下回じとます。)を行います。
 利用の一時中止を要請する場合、期間を事前に当社所定の方法で申し出て下さい。又、その期間を変更する場合も同様です。利用の一時中止の期間は最長6ヵ月とします。
 利用の一時中止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の利用料金は不要とします。(加入契約者は利用の一時中止を申し出た月、および再開した月の利用料金は1ヵ月分の支払いを要します。)
 利用の一時中止の場合は、当社はサービスの停止とともにケーブルモデムまたは DONU 等を撤去するものとします。撤去にとむるプ東田は加入契約者が自知するものとします。
 利用の再開を行う場合は、当社が別に定める費用を加入契約者が負担するものとします。
 利用の再開を行う場合は、当社が別に定める費用を加入契約者が負担するものとします。

- 6. 利用の一時中止の最長期間が経過した後、加入契約者が利用の再開を行わない場合は、本サービスの契約は解除する
- ことがあります。

第14条(加入契約に基づく権利の譲渡)

- 加入契約者が加入契約に基づいて、本サービスの提供を受ける権利(以下「使用権」といいます。)の譲渡は、当社の承認を受けなければその効力を生じません。
 使用権の譲渡の承認を受けようとする加入契約者は、当社が別に定める書面により、譲受人とともに当社に請求してくだ。
- さい。ただし、その譲渡の事実を証明する書類があるときは、譲受人が単独で請求することができます。
- でい。 んたに、てい豚吸い争失を証かり 6音類があるときは、 親叉人が早姓 (請水り ることが できょう。 3. 当社は、前項の規定により使用権の譲渡の承認の請求があったときは、その譲受人が本サービスに係る利用料金等の支払を怠り、又は高さるそれがあるときを除者その請求を承諾します。 4. 当社が使用権の譲渡を承認したときは、新しい加入契約者は本サービスに係る一切の権利及び義務を継承します。

第15条(法人の加入契約者の地位の承継)

- 第13本(以入の加入失約1者の地区の多様) 1. 加入契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、当該地位を承継した法人は当社に対し、承継したことを証明する書類を添えて、継承の日から30日以内にその旨を当社に申し出るものとします。 2. 第14条 (加入契約に基づく権利の譲渡) の規定は、前項の場合について準用します。

第16条(個人の加入契約者の地位の承継)

- 1 加入契約者である個人が死亡したときは、当該個人に係る本サービスは終了します。 ただし 相続開始の日から2週間を 1. 加入契約省(のが個人がたしいたとは、国裁例人に味るタッーとへは終了します。 だたい、相談明知の1472と週刊を 経過するまでに当社に申し出ることにより相続人(相議人が複数あるときは、過差分割協議により加入契約者の地位を 承継した者で1名に限る。) は引続き当該契約によるインターネット接続サービスの提供を受けることができます。この場合、 相続人は死亡した加入契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。 2. 第14条(加入契約に基づ、権利の譲渡)の規定は、前項の場合について準用します。

第17条(当社が行う加入契約の解除)

- 1 当社は 第.34 冬(提供の停止)の規定により提供を停止された木サービスについて 加入初約者がかおその事宝を解
- 当社は、第34条(成民の行正)の別述により歴化を呼ばれているリーと人にしていて、加入央影音がなるでの事実を併 消しない場合は、本サービスに係る加入契約を解除することがあります。 当社は、加入契約者が第34条(提供の停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行 に著しい支障を及ばすと認められるときは、前項の規定に係わらず、提供の停止をしないでその加入契約を解除することが
- あります。 3. 当社は、前2項の規定によりその加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入契約者にそのことを通知します。

第18条(加入契約者が行う加入契約の解除)

- 1. 加入契約者は、加入契約を解除しようとする場合、当社指定書式により当社にその旨申し出るものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、加入契約者が、当社の責に帰すべき事由により加入契約を終了させる場合には、直ちに加入
- 3. 本条第1項の通知および前項の解除は、書面によって行うものとします。

第18条の2(電気通信設備等の撤去)

1、加入契約が終了した場合、当社は、当社が所有または所有者から委託を受けた電気通信設備等を撤去します。 2. 加入契約が終了した場合、当社は、当社が所有または所有者から委託を受けた電気通信設備等を撤去します。 2. 加入契約者は、前項の撤去に保わる費用を負担するものとします。ただし、加入契約の終了が当社の責に帰すべき事由 により生じた場合には、当社が同費用を負担するものとします。

第4章 付加機能

第19条(付加機能の提供)

当社は、加入契約者から請求があったときは、その加入契約について料金表に定める付加機能を提供します。

第20条(付加機能の廃止)

当社は、加入契約が解除となった場合は、その契約に係る付加機能を廃止します。

第5章 端末設備等

第1節 端末設備

- 第21条(ケーブルモデムまたはD-ONUの提供等)
- 1. 本サービスを受けるために必要なケーブルモデムまたは D-ONU は、当社が契約に基づき設置します。
- 2. 加入契約者は、ケーブルモデムまたは D-ONU を動作させるために、必要な費用を負担するものとします。 3. 加入契約者は、ケーブルモデムまたは D-ONU を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って使用し、加入契約が終
- 5. 加入契約する。ソーノルにノムさには「CVNO を今末の方面にした、普及な音はものだまを行うに使用し、加入契約がだってたさには、当社に返還するものとします。 4. 加入契約者は、次の各号の行為はできないものとします。万一違反した場合、当社は契約の解除及び損害金を請求する権
- 利を有するものとします。 ●本来の用法によらない方法で当社の本サービスを不正に受けたり、受けようとすること。
- ●ケーブルモデムまたは D-ONU を転貸、譲渡、質入れ等すること。

- ●ケーブルモデムまたは D-ONU を転貸、譲渡、質入れ等すること。
 ●第 25 条(ケーブルモデムまたは D-ONU の移転)による場合を除き、ケーブルモデムまたは D-ONU を定められた場所から 移動したり、接続更守すること。
 ●ケーブルモデムまたは D-ONU の移転)による場合を除き、ケーブルモデムまたは D-ONU のを押したり、変更を加えること。
 ●ケーブルモデムまたは D-ONU の生態・機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる分観上の瑕疵がある場合を除き、ケーブルモデムまたは D-ONU の交換を要求できないものとします。
 6. 当社は、ケーブルモデムまたは D-ONU のを持たりには性能が劣化した場合、当社の費用負担によりケーブルモデムまたは D-ONU のを換き者によれに協力するものとします。
 7. 加入契約者は、加入契約者の放意、過失、第三者の行為によるケーブルモデムまたは D-ONU の損傷、紛失等があった場合、直をに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うめとします。
 8. 加入契約者は、返還までに生じたケーブルモデムまたは D-ONU の毀損、盗難、滅失について、加入契約者の責に帰すべき場合には、当社に対して代替機器の購入代価又は修理代相当額を、損害賠償として支払うものとします。

第22条(ケーブルモデムまたはD-ONUの設置場所)

当社は、ケーブルモデムまたはD-ONUを原則として加入契約者が指定する場所に設置するものとします。

第23条(技術基準等の維持)

当社は、ケーブルモデムまたはD-ONUを技術基準等に適合するよう維持するものとします。

第24条(ケーブルモデムまたはD-ONUに異常が生じた場合の措置)

- . 加入契約者は、ケーブルモデムまたは D-ONU に異常が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。 . 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する業者がその原因を調査し、当該装置の修理を行うものとし
- 3. 第1項の異常が加入契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該調査及び修理に関して要した費用は加入契約 者に負担していただくこととします。

第25条(ケーブルモデムまたはD-ONUの移転)

当社は、加入契約者から請求があったときは、加入契約者の負担により当社又は当社が指定する業者によりケーブルモデムまたはD-ONUの移転を行います。

第2節 白堂端末設備

第26条(自営端末設備の接続)

- 第20末(日呂壩木政側の15歳元)

 1. 加入契約者は、回線の終端に接続されているケーブルモデムまたは D-ONU を介して回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関 (事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。以下同じとします。) の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称、その他その請求の内容を特定するための事項について認動した当社所定の書面により、その接続の請求を人ぼしいただきます。

 2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除きその請求を承諾します。
- ●その接続が技術基準等に適合しないとき。
- ●その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- ●その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
 3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 4. 前項の検査を行う場合、当社の保員は所定の証明書を提示します。
 5. 加入契約者が自営端末段備に係る工事を行う場合、工事担任者損利(昭和60年郵政省令第28号)第3条の規定に該当するときを除き、同規則第4条に規定する工事担任者資格者証の交付を受けている者にその工事を行わせ、又は
- 6. 加入契約者がその自営端末を変更したときについても、前各項の規定に進じて取り扱います。

7. 加入契約者は、回線に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

第27条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

- 第217条、日宮瑞木政陽に乗称がめる場合等の快速11 1 当社は、国線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある 場合において必要があるときは、加入契約者にその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受け ることを求めることがあります。この場合、加入契約者は正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。 2. 前項の検査を行う場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。
- 3. 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入契約者はその自営 端末設備を回線から取り外していただきます。

第6章 回線相互接続

第28条(自営電気通信設備の接続)

- . 加入契約者は、回線の終端に接続されているケーブルモデムまたは D-ONU を介して回線に自営電気通信設備を接続す 加人契約者は、回線の終端に接続されているケーフルセナムまたは D-ONU を介して回線に 日宮電気通信設備を接続するときは、その接続を行る場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称、その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
 当社は、前項の請求があったとさは次の場合を除きその請求を承諾します。
 ●その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 52 条第1項第2号による総務

- 大臣の認定を受けたとき。 3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その
- 3. 当任は、則項の語水の承銘に当たつには、事業法施門が規制。32 采納1項で定める場合に該当するとき縁いて、ての接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 4. 削項の検査を行う場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。
 5. 加入契約者が自営電気通信設備に係る工事を行う場合、工事担任者規則(昭和 60 年郵政省令第 28 号)第3条の規定に該当するとき除き、同規則第4条に規定する工事担任者資格者証の交付を受けている者に工事を行わせ、又は実地に監督させるものとします。

- 加入契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
 加入契約者は、回線に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

第29条(白党雷気通信設備に異党がある場合等の給査)

当社は、回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場 合の検査については 第27条(自堂護末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

第30条(当社の電気通信回線との接続)

- 第30米(日社の地元地區国際との技術) 1. 加入契約回線と対象が回線の終端に接続されているケーブルモデムまたはD-ONUを介して、その加入契約回線と当 社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る 電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請 求の内容を特定するため事項について記載とは当代が定の書面を、提出していただきます。 2. 当社は、前項の請求があったときは、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するもので
- ないことを条件として、その請求を承諾します。

第31条(他社の電気通信回線との接続)

- 第31章(10年以中電双地間回線とが接続)
 1. 加入契約者は、加入契約回線の終端に接続されているケーブルモデムまたは D-ONU を介して、その加入契約回線と当 社以外の第1 種電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続 に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接 縁の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を、提出していただきます。
 2. 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その第1 種電気通信事業者の承諾を得られない場合を除いて、 2. 2014年はそれず、
- その請求を承諾します。

第32条(回線接続の変更)

加入契約者は、第30条(当社の電気通信回線との接続)及び第31条(他社の電気通信回線との接続)において届け出た内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を当社に通知してください。

第7章 提供中止等

第33条(提供の中止)

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- 1. ヨ红は、水の各下のル・すれかに設当するとさは、本サービスの域性を中止することがあります。 ●当社の電気設備の保守と又は工事上やな老得ないとき。 ●第 35 条(提供の制限)の規定によるとき。 2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りでありません。

第 34 条(提供の停止)

- 1. 当社は、加入契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社が定める期間「本サービスの料金、その他債務(こ 当社は、加入契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社が定める期間「本サービスの料金、その他債務 にの約款の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務 をいいます。以下この条において同じとします。)を支払かないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間 | 本サービスの利用を停止することがあります。
 ●料金その他の債務について、支払期日を過ぎてもなお支払わないとき。
 ●新 55 条利用に係る加入契約者の義務)又は第 56 条件他人に使用させる場合の加入契約者の義務)の規定に違反したとき。
 ●当社の承諾を得ずに、回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通過を回答する。

- 信回線を控結したとき 信回線を接続たたき。 ・第27条(自営業未設備に異常がある場合等の検査)、もしくは第29条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査) の規定に違反して当社の検査を拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備 もしくは自営電気通信設備を、回線から取り外さなかったとき。 ・第21条(ケーブルモブよきたは D-NDい の提供等) 第4項の規定に違反したとき。 2. 当社は、前項の規定により提供の停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を加入契約者に通知します。

防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関

第35条(提供の制限)

1 当社は 天災 事変その他の非常事能が発生」、又は発生する恐れのあるときは 災害の予防もしくは救援 交通 通 当代は、大災、争変その他の非常争能が完全し、人は完生するされいあるとさは、火きの予助もしくは収集、火塩、塩 信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信を優先的に取り扱う必要があるときには、本サービスの提供を制限又は中止する措置をとることがあります。優先的に取り扱う通信を行う機関には次のものがあります。

優先的に取り扱う通信を行う機関名 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関(海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。)

電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関 別表2の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関

- 国又は地方公共団体の機関 2. 当社は、加入契約者が当社の電気通信設備に過大な負荷が生じる行為をしたときには、提供を制限することがあります。
- 3. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。 4. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第8章 設備の修理又は復旧等

- 第36条(加入契約者の切分青仟) 1. 加入契約者は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、端末設備等(当社が設置した電気通信設備を除く)
- に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をするものとします。 2. 当社は、当社が設置する電気通信設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を

18年は、入は後日はよす。 当社は、第1項の請求に基づいて係員を派遣し、当社が設置した電気通信設備について異常の有無を調査した結果、原因 が加入契約者にあったと認められるときは、加入契約者に係員の派遣しあたって要した諸費用を負担していただくものとします。

第37条(設備の修理又は復旧) 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は減失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、 第35条(提供の制限)第1項の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を 8理、又は復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、当社がそれらの機関との協議により定

順 位 修理又は復旧する電気通信設備

- 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの
- 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの
- 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
- 雷力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
- が温めた鉛の作品が産体に直接関係がある金銭利に取組される日の 選挙管理機関に設置されるもの 別表2の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)

3 第1順位又は第2順位に該当しないもの

第38条(電気通信設備の変更に伴う端末設備等の変更等) 当社が設置する電気通信設備について、やむを得ない限度において技術基準等の変更が生じた場合、加入契約者の負担によ り加入契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備の変更、又は改造をしていただくことがあります。

第9章 料金等 第1節 料金及び工事に関する費用

き、当社が別に定めるとおりとします。

第2節 料金等の支払義務

第39条(料金及び工事に関する費用)

第40条(料金の支払義務) 1. 加入契約者は、当社に対し本サービスに係る初期費用、利用料金及び必要に応じて契約事項の変更に伴う費用を、料

当社が定める本サービスの利用料金及び工事に関する費用は、料金表に規定するほか、事業法施行規則第19条の2に基づ

1. 加入突897日、当社に別しなりでしたに深るが耐負用、利用付金及び多数に見いており事項が多まにドナ具用と、付金表及び事業法施行規則第19条の2に基づき当社が定める方法により支払うものとします。 2. 初期費用の支払義務は、第8条 (加入申込の承諾等) の規定により、加入契約が成立したときに発生します。初期費用は契約解約時にも返加点ないものとします。 3. 利用料金の支払義務は、第46条(課金開始日)に定める課金開始日に発生するものとします。

- 4. 契約事項の変更に伴う費用は、当該変更又は移転毎に発生し、その支払義務は当社が第11条(契約事項の変更等)第1項の請求を承諾したときに発生するものとします。5. 第34条(提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サー

- とこの課題があったものとして取扱うものとします。 6. 第33 条(提供の中止)の規定により、本サービスの提供が中止された場合における当該中止期間の利用料金は、第51条(利用不能な場合の料金の支払い)の規定により取扱うものとします。 7. 第17条(当社が行う加入契約の解除)、第18条(加入契約者が行う加入契約の解除)において加入契約の解除
- が生じた場合、加入契約者は解約料(契約解除に伴う諸費用)を支払うものとします。ただし、当社の責めに帰すべき 事由により解除する場合は、この限りではありません。

第41条(工事費の支払義務)

- 1. 加入契約者は、利用申込又は工事を要する請求をし、当社の承諾を受けたときは、当社が定める工事費を支払っていた だきます。ただし、工事の着手前にその加入契約の解除又はその工事の取り消しがあった場合はこの限りではありません。 この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還します。
- こいでは、MI-(ソノニキガバスがイルにいっときは、ヨたはイツノニチ質な返還しより。 2. 加入契約者は、工事の善手後来了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず解除等があったときまでに着手した工事の部分についての費用を負担していただきます。

第42条(利用料金等の請求時期及び支払期日及び料金の支払い方法等)

- 1. 当社は、加入契約者に対し本サービスの利用料金等については、毎月分をその当月の当社が別途定める日に請求するも
- 2. 前項の定めにより本サービスの利用料金等の請求を受けた加入契約者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する
- 方法によりその料金等を支払うものとします。 3. 乙が甲に支払う料金の支払方法は、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
- このドーに文仏が付金の文仏が広ば、人のと音のからないが、このまで文仏がひととより。 (リウレジットカード決済方式が異合、契約者は、当社が承認したクレジットカード会社の発行する契約者保有のクレジットカードにより、当該クレジ・トカード会社の契約約款に基づき引き落してより支払うものとします。 (2口座振替決済方式の場合、当社が別途指定する集全代行業者を通じて当社が指定する期日に、契約者が指定する預全口にから合称と行いませなが、といました。
- 座から自動引き落しにより支払うものとします。 (3)その他甲と乙との合意に基づく支払方法によるものとします。

第3節 割増金及び延滞利息等

第43条(割増金) 加入契約者は、本サービスの利用料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加 算しない額)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を、割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第44条(延滞利息)

加入契約者は 料全 又は割増全等の料金以外の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いが 加入突動者は、行金、Xは前海金等の行金と27かり原列・延停性息を映るます。)にして、在場内で転回してもなる文本がいない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合はこの限りでありません。

加入契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、当該支払に要する額は、別に定める料金等の額

第45条(消費稅)

第47条(料全等の特質方法) 1. 本サービスの契約の解除の日が、月の初日以外の日であっても、利用者は当該月の利用料金を支払うものとします。 2. 本サービスの種別の変更、又は料金改定により利用料金の額が増加又は減少した場合、増加又は減少後の利用料金は、

第48条(端数処理)

その増加又は減少のあった日の翌月1日から適用します。

(税坊き価格(消費税相当額を加算しない料金額をいいます。))に消費税相当額を加算した額とします。

当社は、料金計算においてその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第10章 保守 第49条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持す 第50条(加入契約者の維持責任)

加入契約者は、ケーブルモデムまたはD-ONUに接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとします。

第11音 捐宝賠償

- 第51条(利用不能な場合の料金の支払い) 1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、加入契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その加入契約回線による全ての通信に著しい支藤が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) にあることを当社が知った時刻から起覚して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、次頃により当該加入契約者の利用料金を精算します。 ただし、加入契約者が当該請求

3. 当社は、1項及び2項を超える損害については、損害賠償責任を一切負わないものとします。

- 第52条(免責事項)
- 3つと本いのような
 当社は、前条の場合を除き、本サービスの利用により発生した加入契約者と第三者との間に生じた加入契約者又は第三者の損害、および本サービスを利用できなかったことにより発生した加入契約者と第三者との間に生じた加入契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
 当社は、本サービスに係る設備、その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者(他人に使用させる場合はその者を含みます。)に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合にそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第12章 雑則 第53条(機密保持)

当社及び加入契約者は、本サービスの契約の履行に際し知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならないものとします。 第54条(個人情報の取扱い) 当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、若しくは相互 接続事業者の本サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の画用では利益の間がません。 規定に係る業務の進行上必要な範囲で利用します。また、業務の進行上必要な範囲での利用には、加入契約者に係る情報を当 社の業務を受託している者、及びサービス提供に係るがとかか、下会社等の金融機関に提供する場合を含まった。れ

ビス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開する個人情報の保護に関する宣言とその関連事項に定めます。 第55条(利用に係る加入契約者の義務)

- . 加入契約者は、以下の各号を守るものとします。 ・加入受制する、メイックラッと、するいとしてより。 ●当社が加入契約に基づいて設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解しもしくは損壊し、又はその設備に線
- (価も)くは日宮電気通信設備の浮接続もくば除牛のため必要かあるときは、この限りではありません。
 ●通信の定送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 ●当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 ●電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 2 加入契約者は、前項の規定に適良して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
 3 当社は、ホサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入契約者が所有もくは占用する敷地、家屋、構造物等を機で成田であるまないとは、、、で、大き、スカルのよりま即は、「メモストンは、米を加工 割めませ
- 3. 当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入契約者が所有もしくは占用する敷地、家屋、構造物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関して責任を負うものとします。
 4. 加入契約者は、当社又は当社の指定する業者が電気通信設備の調整、検査、修理等を行うため、加入契約者が所有もしくは占用する敷地、家屋、構造物等への立ち入りを求めた場合は、協力するものとします。
 5. 加入契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
 ●適法に、又は明らかに公序良俗に反する継様において本サービスを利用したとき。
 ●適法に、又は明らかに公序良俗に反する継様において本サービスを利用したとき。
 ●適法で、予し、財子のというでは、およりでは、またないます。

- ●第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為。 ●他者に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為。
- ■本サービスの運営を妨げる行為。 ▶記各号の他、違法行為。

第56条(他人に使用させる場合の加入契約者の義務)

加入契約者は、その回線等を加入契約者以外の者に使用させる場合は、第55条(利用に係る加入契約者の義務)のほか、次

- のことを守っていただきます。 ●加入契約者は、第 55 条の規定の適用については、善良な管理者の注意をもって行うものとします。その回線等を使用する
- 者の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。 ●加入契約者は、その回線等に関する料金又は工事に関する費用の内、その回線等を使用する者の使用に係る費用について
- ■加入契約者は、その回線等に関する料金メは工事に関する費用の内、その回線等を使用する者の使用に体る費用について も当社に対して支払いの責任を負うていただきます。
 ●加入契約者は、第26条(自営端末設備の接続)、第27条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)、第28条(自営電気通信設備の接続)、第29条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)、第50条(加入契約者の維持責任)の適用については、その回線等に接続する増末設備又は自営電気通信設備の内、その回線等を使用する者の設置に係るものについても当社に対して責任を負っていただきます。

第57条(技術的事項)

本サービスにおける、基本的な技術的事項は別表3のとおりとします。

第58条(技術資料)

当社は、本サービスを利用するうえで参考となる別表4の事項を記載した技術資料を閲覧に供するものとします。

第59条(準拠法)

この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第60条(合意管轄)

インターネットサービス及び加入契約に関し、当社と契約者との間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する簡易裁判所 又は地方裁判所及を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則(実施期日) この約款は、令和4年7月1日より実施します。

別表1 相互接続事業者及びインターネット接続サービス

相互接続事業者名	インターネット接続サービス名
株式会社ネスク	ネスク・インターネット接続サービス

別表2 新聞計等の基準

区分	基準		
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ・政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、善く発売されること。 ・発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。		
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者		
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社		

別表3 全沢ケーブルのインターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項

端末設備等の入出力条件

1.電気的条件: Ethernet version2 (10BASE-T) 、 Fast Ethernet (100BASE-TX) 、 Gigabit Ethernet (1000BASE-T) または 10Gigabit Ethernet (10GBASE-T) に準拠 2論理的条件: IEEE802.3i、 IEEE802.3u、 IEEE802.3ab または IEEE802.3an に準拠

別表4 全沢ケーブルのインターネット接続サービスに係る技術資料の項目

772-1 1111/17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	A A.
1.インターフェース規定点	4.論理的インターフェース条件
2.回線構成、分界点及び保守上の責任範囲	5.端末設備等の接続の技術的条件
3.物理・電気的インターフェース条件	

通則 (届出料金表の適用)

- VBIIIイエスペン回加 1 本サービスに関する費用は、この届出料金表に規定するほか、電気通信事業法施行規則第 19 条の2に基づき当社が別に定めるところにより適用します。
- , ナービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工
- 季に関する資料によります。 (**料金等の減免**) 3 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、本料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は
- 工事に関する費用を減免することがあります。 4 前項の規定により料金の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

**TML 1 適用 料金の適用については、第 40 条(料金の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。 2 料金額

(1)登録料 1 契約毎 5,000 円 (税込5,500円) 別表5 インターネット接続料金表

単位	サービス品目	サービス内容		月額料金	
₽1⊻	サービス品目	最大通信速度(下り)	最大通信速度(上り)	月観科並	
	ケーブル光10ギガ(FTTH)	10Gbps	10Gbps	6,982円(税込7,680円)	
	ケーブル光5ギガ(FTTH)	5Gbps	5Gbps	6,482円(税込7,130円)	
	ケーブル光2ギガ(FTTH)	2Gbps	1 Gbps	5,982円(税込6,580円)	
	ケーブル光1ギガ(FTTH)	1 Gbps	1 Gbps	5,982円(税込6,580円)	
	光ハイブリッドMAX	300Mbps	10Mbps	6,390円(税込7,029円)	
	光ハイブリッド200	200Mbps	5Mbps	5,990円(税込6,589円)	
	ひかり200 (FTTH)	200Mbps	200Mbps	5,990円(税込6,589円)	
	光ハイブリッド160	160Mbps	5Mbps	5,800円(税込6,380円)	
	ひかり160 (FTTH)	160Mbps	160Mbps	5,800円(税込6,380円)	
ケーブルモデムまたは	光ハイブリッド100	100Mbps	5Mbps	4,990円(税込5,489円)	
D-ONU1 台毎に	ひかり100 (FTTH)	100Mbps	100Mbps	4,990円(税込5,489円)	
	光ハイブリッド30	30Mbps	1.5Mbps	4,800円(税込5,280円)	
	ひかり30 (FTTH)	30Mbps	30Mbps	4,800円(税込5,280円)	
	光ハイブリッド20	20Mbps	1 Mbps	3,990円(税込4,389円)	
	ひかり20 (FTTH)	20Mbps	20Mbps	3,990円(税込4,389円)	
	光ハイブリッド10	10Mbps	1 Mbps	3,000円(税込3,300円)	
	ひかり10 (FTTH)	10Mbps	10Mbps	3,000円(税込3,300円)	
	光ハイブリッドONE	1 Mbps	128Kbps	1,900円(税込2,090円)	
	ひかり1 (FTTH)	1Mbps	1Mbps	1,900円(税込2,090円)	
W. M	ツップリ 1940 7 NUMBO ツップリ 1900 7 NUMBO ツップリ 190 7 NUMBO かりは 東西の内の5				

- ※光ハイブリッド160、ひかり160、光ハイブリッド30、ひかり30、光ハイブリッド10、ひかり10の新規申込受付は、平成26年2月 28日をもって終了しました。
- ※**下り方向**…当社から加入契約者の通信速度

別表6 付加機能利用料

種 類	サービスタイプ別	初期費用	単 位	月額料金	
マンスリー・マカフィー	限定せず	4.	1ソフト	250円(税込275円)	
マンスリー・マカフィー	RAE 2 9	なし	4本セナ マカフィーセキュリティスイナ 3ユーザ	500円(税込550円)	
カスペルスキー セキュリティ	限定せず	なし	1ライセンス5台まで	500円(税込550円)	
メールアカウント追加	限定せず	500円(税込550円)	追加1アカウント毎	250円(税込275円)	
ホームページ容量追加	個人	1,000円(税込1,100円)	5MB毎(50MBまで)	500円(税込550円)	
ホームペーン谷里坦加	商用	3,000円(税込3,300円)	10MB毎(50MBまで)	1,000円(税込1,100円)	
新ローミングサービス	限定せず	1,000円(税込1,100円)	1件毎	500円(税込550円)	
	iPad mini2(iPad mini Retina)			1,350円(税込1,485円)	
タブレット端末レンタルサービ	iPad Air	5,000円(税込5,500円)	5,000円(税込5,500円) 1端末毎に	4 総士信に	1,550円(税込1,705円)
ス	iPad mini3			1,500円(税込1,650円)	
	iPad Air2]		1,700円(税込1,870円)	
タブレット端末補償サービス	iPad mini2(iPad mini Retina), iPad Air, iPad mini3, iPad Air2	なし	1端末毎に	300円(税込330円)	

- ※マンスリー・マカフィー・マカフィー株式会社が提供する総合的なセキュリティ対策サービス ※カスヘルスキー・セキュリティ・・株式会社カスヘルスキーが提供する総合的なセキュリティー対策サービス ※メールアカウント追加・・電子メールアカウントを追加するサービス ※ホームペーン容量追加・・ホームページのディスク容量を追加するサービス ※新ローミングサービス・・金沢ケーブルのインターネット接続サービスの網外から電話回線による接続の便宜をはかるサービス ※タブレット端末レンタルサービス、タブルット端末指情サービスを契約する者は、当社インターネット接続サービスを契約している者に限ります。 ※タブレット端末レンタルサービスの新規申込受付は、平成30年10月31日をもって終了しました。

■ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置 及び請求などに関する規約

第1条 規約の適用

乗1来 かまりの週日 本規約は、金沢ケーブル株式会社(以下「当社」という)と、「ケーブルブラス電話サービス契約約款」(以下、「約 款」という)を承諾し、KDDI 株式会社(以下「KDDI」という)より当社を介してケーブルブラス電話サービス(以 下「ケーブルブラス電話」という)の提供を受ける者との間における設備の設置、料全の請求などについて適用

第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。 2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

- 当社は、当社を通じ、ケーブルプラス電話サービスの申込があったときは、KDDIが受け付けた順序に従って承諾します。
- 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には申込を承諾しないことがあります。 1)ケーブルプラス電話接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、または保守することが技術上困
- 1) ケーブルブラス電話接続回線(以下)電話接続回線)という)を設置し、または保守することが技術上困難なとき。
 2) 申込をしたものが、ケーブルブラス電話に係る料金(以下「電話サービス料金」という)または工事に関する費用などの支払いを怠る恐れがあるとき。
 3) 申込書の配載事項に、虚偽、不備(名義、記入漏れ等)がある場合。
 4) 加入申込者が未成年、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、成年後見人の同意が得られないとき。
 5) 料金などのお支払い方法について当社が定める方法に従っていただけないとき。
 6) その他当社の棄務の遂行上支障があるとき。
 3. 当社は本人及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第4条 加入由込の撤回等

新牛米 MICATECYMEMIST ケーブルブラス電話サービスの契約を行った者(以下「契約者」という)は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回を行うことができます。
2. 前項の規定による加入申込の撤回は、前項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
3. 加入契約後、引込工事、宅内工事などを着工済み、又完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用を

- 加入突射後、引放工事、七内工事などを肩工済み、文元」済みの場合には突射者はての工事に安した資用を 負担するものとします。 契約の撤回に伴い当社は契約者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事に係る施工部分及び終端装 置などを撤去し、契約者は工事費を支払うとともに撤去に伴う契約者が所有する敷地、家屋、構造物などの 回復を自己の負担にて行うものとし、当社はその復旧について一切の責任を負わないものとします。

第5条 設備の設置

第3条 設備の設直 契約者は、ケーブルブラス電話への申込をしたことをもって、当社が、ケーブルブラス電話に必要となる設備 の設置を実施することに同意したものとします。その工事及び保守等は、当社所定の機器、工法などにより当社 または当社が指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。契 約(あるいは申込)が撤回され、又は契約が解除された場合、契約者は直ちに終端装置を当社に返却するものと します。尚、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第6条 契約者の履行義務

雷託接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内などにおいて 当社が雷託接

- 電話接続回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます)または建物内などにおいて、当社が電話接 続回線、屋内西線及び18被装置などの設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。 2. 機器の設置、撤去、保守などの工事、点検などを行う為に、必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者 が所有または占有する数地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水などを無償で使用でき るものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、契約者はあらか じめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。 3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内において、当社 の電気通信設備を設置するために構内交換機や、管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自 戸の負担によりその終知な時候を影響していただきます。
- の電気通信収酬を収慮するために得付文券機が、管路寺が行わがな収酬を定用することを布建することは、日 己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは指壊し又は線条その他の 導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第5条 で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。

第7条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題ないことを確認の上、当

- 契約者がケーブルブラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題ないことを確認の上、当 社に申告していただきます。 2. 前項の申告に基づき、当社は当社及び KDDI の設備の修理又は対応 (以下「サポート」という) のための手 配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯などにより対応できない又は相応の時間を要する場 合があります。 3. 第 1 項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題のある場合、並びに当社、又は KDDI の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責 を負わないものとします。

第8条 KDDIに係る債権の譲渡等

当社は、契約者に、約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた KDDI の債権を譲り受け、当社が 請求することを承認していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略す

ケーブルプラス電話設備の設置に伴う料金等は契約者負担とし、その額は別に定めることとします。また、 KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金は約款に定めるところによります。

- 期10余 調水と文本なと 契約者は、各月の電話サービス料金及び工事費などを全融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期 日までに毎月支払いを行うものとします。 2. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払う ことができるものとします。但し、金融機関に係る振込干数料等は、契約者の負担とします。 3. 契約者は当社が電話サービス料金及び工事費などの収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承
- 認していただきます。

- # 11 # 突射の伊藤林
 当社は、次の場合には、KDDI を通じ、その利用契約を解除することがあります。
 1) 電話サービス料金又は工事費などその他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
 2) 契約の申じ込みにあたって、事実に反する記載を行ったことなどが判明したとき。
 3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、又は、30 当会と地域に始め
- 3) 当社が契約に基づき設置した電流通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条やの他の薄核を接続したとき。
 4) 電気通信回線の地中化など、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で電話サービス継続ができないとき。
 5) 本規約又は KDD1 が定める約款に違反した、又は違反するおそれがある場合。
 6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
 尚、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

第12条 契約者に係る情報の利用

- 3 個々の契約者に有益と思われる当社のサービス又は当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メールなどにより送付し、又は電話すること。
 4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール郵便等を送付し、又は電話すること。
 5) その他契約者から個人信息の範囲内で利用すること。
 6) 上記1~5にもかかわらず、次の場合にあたってはその限りではありません。
 (ア) 法令に基づく場合。
 (イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 (ウ) 公衆衛生の向上又は、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 (エ) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して始れる心事がよる場合であって。本人の同意を得ることによりとないませ、お供のであるとき。

- て協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすお

- それがある場合。 3. 当社は前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

第13条 信権の保全

当社が工事費等の債権及び第8条(KDDIに係る債権の譲渡)により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

当社は、当社が有する、契約者の料金その他の債権を譲渡することがあります。

第15条 紛争の処理

電話サービスについて、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方 裁判所を第一書の管轄裁判所として解決を行います。

第16条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

第17条 准圳法

この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

「別表] 第9条に定める料全額

	⊠ //	対 象 者 工	工事内容	単 位	建物形態	
1			エ事内台		戸 建	集合住宅
	本サービスの加入時	金沢ケーブル 既加入者	追加工事	1 ケーブルプラス 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
	本サービスの加入時	金沢ケーブル 未加入者	新規工事	1 ケーブルプラス 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
	本サービスの解約時	ケーブルプラス 電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額

※集合住宅等へ電話サービスを可能とするための導入工事費、改修工事費は別途見積となります。

(実施期日) この規約は、令和4年7月1日より実施します。

金沢ケーブルスマートテレビ加入契約約款

第1章 総則 第1条(約款の適用)

全沢ケーブル株式会社(以下「当社」といいます)は、この全沢ケーブルスマートテレビ加入契約約款(料全売を含みます。 量が、アンパルの大当に、マーゴニュービッション、は、ビンェルグランパン・アンビルバスをもののが、マーエスとロックで 以下「約款」といいます)及び当社が別に定めるところにより、当社が設置する有線電気通信設備による放送及びインターネット接続サービス(付帯するサービスを含みます)を提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条(用語の定義)

用語

33 技術基準等

この約款において使用する用語は、放送法(以下「法」といいます。)において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

	/13 80	川田マル志外
1	金沢ケーブルスマート テレビサービス	デジタル放送サービスと、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコ ルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
2	金沢ケーブルスマート テレビ加入契約	当社の放送サービスとインターネット接続サービスの両方の提供を受けることを目的として締結される加入契約(以下「加入契約」といいます)
3	インターネット 接続機能	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換 を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービスを利用できる機能
4	契約者	当社と加入契約を締結した者
5	加入申込者	当社に加入契約の申込みをした者
6	通信設備対応 集合住宅 共同住宅または集合住宅等で、当社の通信設備を既に有している住宅(以下「対応集合住 といいます。)	
7	戸建住宅	上記対応集合住宅を除いた戸建等の住宅(以下「戸建住宅」といいます)
8	スマートテレビ チューナー	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器(以下「スマートテレビチューナー」といいます)
9	au ID	KDDI株式会社が発行するau ID
10	セットトップボックス	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器(以下「STB」といいます)
11	タブレット端末	タッチパネル式等の表示・入力部を持った端末で、タブレット型パーソナルコンピュータ(以下「タブレット端末」といいます)
12	コンテンツ	当社や提携事業者が提供する各種のコンテンツ(以下「コンテンツ」といいます)
13	機器等	スマートテレビチューナー(STB)及びリモコンその他付属品をいいます。(以下「機器等」といいます)
4	ICカード	スマートテレビチューナー(STB)に常時装着されることにより、それらを制御し、契約者の視聴履歴を記録するためのICを組み込んだカード
15	B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
6	C-CASカード CSデジタルサービス用ICカード	
7	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
8	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
19	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設 備ならびにこれらの付属設備
20	電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
1	契約者回線	当社との加入契約に基づいて設置される電気通信回線
22	タップオフ	有線放送設備の線路に送られた電波等を分岐する機器で、受信者端末に最も近接する分岐分配器
23	クロージャー	有線設備放送の線路に介在し光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備であり、受信者端末に最も近接するものをいう(以下「クロージャー」といいます)
24	保安器	有線放送設備と加入者側との責任分界点として設置するもので、雷やサージ等によって印加された異常電圧・異常電流の混入を防ぐ保安のための機器(以下「保安器」といいます)
25	V-ONU	光放送端末
6	HFC	光ファイバーと同軸ケーブルを併用した方式
7	FTTH	センターから加入者宅まで光ファイバーで接続する方式
28	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の 設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
29	端末接続装置 端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備(以下「ケーブルモデム」といいます)	
30	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
31	自営電気通信設備 第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの	
32	相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)の規定に基づき当社が定

めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の条件および端末設備等規則(昭和60

年郵政省令第31号)で定める技術基準

用語		用語の意味			
34	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額			
35	みるプラス	インターネット回線を利用して提供する、映像配信(VOD/ビデオ・オン・デマンド)サービス			
36	みるプラス 「見放題パック プライム」	月額固定料金で、みるブラスのコンテンツ(一部除く)が見放題になるパック			

第2章 加入契約 第4条 (加入契約の単位)

第5条(加入契約の成立) 加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上当社に申込み、当 社がこれを承諾したときに成立するものとします。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することが あります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、金沢ケーブルスマートテレビサービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期す
- 2 当社は、前項の別なたにがかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。 3 当社は第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。又、当社は承 諾後においても次の各号に該当する事実が判明した場合には、違約の責めを負うことなくその承諾を取り消すことができるも
- 話後上記、「も次いセラトルスコンのマスペーアンルーリーのとします。 (1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合。 (2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあ
- (3) 加入申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をい
- います)がある場合。
 (4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合。

- (4) 加入中込者が当れてい加込まりの確保い者下権でい他を決害するおおいかのと思められても場合。
 (5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
 (6) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合。
 (7) 加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合。
 (8) 加入申込者が本約款で規定するサービス以外の当社が提供するサービスの利用により発生する自己に課せられた債務

- (8) 加入申込者が本約款で規定するサービス以外の当社が提供するサービスの利用により発生する自己に課せられた債務 の履行を怠ったとなどがある場合。
 (9) 集合住宅であって、その管理者と当社との契約形態により、加入契約の申込みができない場合。
 (11) KDD株式会社が定める「&」D利用規約」に同意いただけない場合。
 (12) その他、当社の業務に著しい支障がある場合。
 (12) その他、当社の業務に著しい支障がある場合。
 4 有料番組及び付加サービスごとに申し込んでいただきす。
 ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合のほかは、電話等により当社に申し込むことができる
 よのとします。
- パンこしょす。 -部の有料番組及び付加サービスについては、二十歳未満の契約者、学生の契約者は利用できないことがあります 6 有料番組の利用については、別に定める「有料番組サービスの料金に関する規約」(以下「有料番組規約」といいます)に同意の上、申し込みを行うものとします。
- 7 当社は、本人性及び年齢の確認の為身分証の提示を求めた場合、加入申込者及び契約者はこれに応じるものとします。

第6条 (加入契約申込みの方法)

- 新ひ末 (加入契約1年20年20月7년) 加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書で加入契約事務を行い当社 に提出していただきます。 (1) 料金表に定めるサービス、品目等
- (2) 契約者回線の終端とする場所 (3) その他サービスの内容を特定するために必要な事項
- 第7条(初期契約解除)

基本利用料2向けの料金のタブレット端末機器の購入申込みについても撤回となります

- 加入中込名は、契約書面受領日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みを撤回又は当該契約の解除を行うことができるものとします。 なお、文書をお送りいただく場合は、加入申込者の責任と負担でお願いいたします。 さず、文書をお送りいただく場合は、加入申込者の責任と負担でお願いいたします。 3 加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用を負担する
- ものとします。 ものとしょう。 4 基本利用料2への加入申込者又は基本利用料1からの変更申込者が、第1項の申込みの撤回等を行った場合は、同様に

第8条 (定期契約期間)

金沢ケーブルスマートテレビサービスには、次に定める定期契約期間があります。また、サービス毎の定期契約期間は料金表

- こ定めるものとします。 2 定期契約期間の起算は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算するものとします。
- 2 定期契約期間の起算は、サービスの提供を開始した日の廉する月を1と起算するものとします。
 3 契約者は、満了月以前に開始者しく加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。
 4 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。
 第12条(当社が行う加入契約の解除)第3項及び第4項の規定により、当社が加入契約を解除する場合
 5 当社は、定期契約期間が満了した場合には本約数を更新するものとし、更新前の定期契約期間が満了した月の翌月を1と起算し更新を行うものとします。更新期間単位は、基本利用料1まはび基本利用料3については、毎月1日から末日までの
 東日教育なり、見います、まず利用料3に対しませる。まず、日本の翌月を1と 歴月単位で1ヵ月とします。基本利用料2の契約者については、次の表の通り、定期契約期間が満了した月の翌月から基本利用料1へ自動で移行するものとし、更新期間単位は毎月1日から末日までの歴月単位で1ヵ月とします。

	更新前(基本利用料2)	更新後(基本利用料1)				
		(基本利用料2の定期契約期間が満了した月の翌月に自動で移行するサービス)				
1	スマートお得パックwith タブレット	スマートお得パック				

- 6 当社は、第12条(当社が行う加入契約の解除)第2項の規定により、当社が加入契約を解除する場合には、第3項の
- 適用は行わないものとします。 マ契約者が、解約若しくは加入契約の解除の後に、再度加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。 7 突釣るが、麻釣石(いは加入突釣い)の麻砂が吸い、再及加入中心など17元/電台に、制たに本条で適当りるせいだします。 を契約者は、当社が別に定める宝沢ケーブルテレビ加入契約(飲入の加入契約)、又は金沢ケーブルインターネッ契約約款 への加入契約に変更する場合は、料金表の定めにより解除料を支払うものとします。ただし、スマートテレビサービスの定 期契約期間満了後に変更する場合は、この限りではないものとします。
- 第9条(契約者回線の終端)

第9条 (契約者回線の終端)
当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、スマートテレビチューナーを設置し、これを契約者回線の終端とします。なお、スマートテレビチューナーは当社が提供し、所有権も当社に帰属します。
2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
3 契約者は、第10条 (契約者が行う加入契約の解除) および第12条 (当社が行う加入契約の解除) に定める解除の場合、直ちにスマートテレビチューナーを当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、別に定める「機器損害金ー覧表」に記載の損害金を支払うものとします。
4 契約者は当社が提供したスマートテレビチューナーを移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失によりスマートテレビチューナーを故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、前項で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。

第10条(契約者が行う加入契約の解除)

契約者は、加入契約を解除しようとする場合、当社指定書式により当社にその旨申し出るものとします。

2 契約者は解除の場合、第25条(利用料)の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含む)を当該解 2 契約者は解除の場合、第25条(利用料)の規定による利用料を含む全での料金(解約月の開験利用料も含む)を当該解除の日本の書なったでは着するものとします。
3 解除の場合、当社はサービスの提供を停止するとともに、契約者の最寄りのタップオフから保安器(またはフロージャーから
V-ONU)までの引込工事負担金(以下「引込工事費)といっます)に係る施工部分及び機器等を撤去し、契約者は、別に定める加入契約解除に伴う工事費を支払うとともに、撤去に伴う契約者が所有若には占有する敷地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
4 契約者は、本条に定める解除、及び第12条(当社が行う加入契約の解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、別に定める「機器損害金一覧表」に記載の損害金を持まります。

を請求します。

第11条 (当社が行うサービスの停止)

第11条(当社かイフケービスの呼上) 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間(その金沢ケーブルスマートテレビサービスの料金その 他の債務(この約款により支払いを要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、 その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その金沢ケーブルスマートテレビサービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。なお、当該利用停止により、当社は契約者におけなんちの責任をも負担しないこと、第2名を(利用料等の支 払義務)第2項の場合を除き、当該停止期間中における契約者の当社に支払うべき料金等が免除又は減額されないことを契 約者は承認するものとします。

7日は5月889~8007と0まり。 (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料

- 金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含み
- 空収約等務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当柱かでい支払いが事美を帷絡できないできを含みます。)また、これらの支払いを怠る恐れがあるとき。
 (2) 加入契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 (3) 第63条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
 (4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回
- 線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。 (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適
- (5) 事業法及は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末段機若以は自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 (6) この約款に違反した恐れのある契約者を調査するとき。
 (7) 前各号のほか、この約款に違反する行為、金沢ケーブルスマートテレビに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著い、支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
 2 当社は、前項の規定により、金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用停止をするとさば、あらかじめその理由と利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、当社の業務の遂行上さい、支障がある場合には、催告しないでサービスの提供を停止すること、また、催告しないで直ちに停止することがあります。

第12条(当社が行う加入契約の解除)

- 第12末(当社が1)プ加入矢割の併成が 当社は、第11条(当社が行うサービスの停止)の規定による停止を行った契約者、又はこの約款に違反する行為があった と認められる場合及びその恐れがある場合は、加入契約を解除することができるものとします。 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支除がある場合には、通告しないで、サービスの提供を停止すること、また、 通告しないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。 3 当社は、当社又は契約者の責めに帰すべからそる事由により、サービス提供に係る当社施設の変更を余儀なくされ、かつ 代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合、当社は、そのことを
- 代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合、当社は、そのことを 事前に契約者に通知するものとします。 4 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている契約者については、当社と管理者との契約形態に より加入契約を解除することがあります。また、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。 この場合、当社は契約者に対しいかなる責任も負わないものとします。 5 当社は、次の場合には、その加入契約を解除することがあります。 (1) 第11条(当社が行うサービスの停止)の規定により金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用停止をされた契約者が、 たち、第2の事実を経過しないとき、

- なお、その事実を解消しないとき。 (2) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀な
- (2) 電気通信回線の地中代等、当社又は契約者の責に帰すべかかさる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で表派ケーブルスマートアレザーゼスの継続ができないとき。 6 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通告しないで直ちにサービスの提供を停止し、その加入契約を解除することがあります。 7 当社は、第1項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 サービス 第13条(当社が提供するサービス)

は終了することがあります。

- (1) 金沢ケーブルスマートテレビサービス
 (7) デジカリサン・ア・デ
- ※並パリーブルスペートアレビリーに入 が送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送及びラジオ放送のうち、当社が定めた放送 の同時再送信サービス、ならびに次号のデジタル有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス、インターネット
- (イ) デジタル有料番組サービス

アンタルタイト番組リービス 放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行なう有料放送サービス。ただし、デジタル有料番組サービスはデジタ ル基本番組サービスをご利用いただく場合に限りご利用いただけます。なお、デジタル有料番組サービスは、別に定め る有料番組規約により提供するものとします。

- 付加サービス 当社が別途定める付加サービス
- コイエル 列級を化から130m / 二 (3) コンテンツサービス をご利用いただけます。 スマートテレビチューナー用のデジタルコンテンツ等のコンテンツサービスをご利用いただけます。
- (ア) 自動的に利用可能となるコンテンツ 金沢ケーブルスマートテレビサービスを利用に際して別記1に規定するサービスが自動的に利用可能となります。また、
- 当社が別に定める利用条件等を遵守いただくものとします

- コニル からたがらいます。 タブレ・州諸大機器販売 料金表に定める基本利用料2に規定されるコースを利用いただく場合は、当社が指定するタブレット端末機器を別に定
- おる基本利用料2(向けの料金にて購入していただきます。 (5) 映像配信 (VOD/ビデオ・オン・デマンド) サービス [milplus(みるブラス)]、「見放頭バック プライム」 当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する、映像その他のコンテンツを視聴する
- 当れるよび定済争業者のインドアージ網のよび設備等で使用して当社が提供する。 映像でいたのコンテンノを代略する ことができる映像配信サービス。 料金表に定める基本利用料3に規定されるコースを利用いただく場合は、月額固定料金で、みるプラスのコンテンツ(一部除く)が見放題になる「見放題バック プライム」を含む。
- 当社が別途定めるその他のサービス。

第14条(提携事業者が提供するサービス)

金沢ケーブルスマートテレビサービスの契約者に対しそのサービス区域内で、別配2に掲げる提携事業者により次のサービスの 提供を行ないます。なお、提携事業者によりサービスの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。当社は、このサー ビスを利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当 これを刊かけた場合に主ひた同報等ン級損石しいは成大等による損害よれば州、 社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。 (1) 提携事業者によるコンテンツサービス

- セイュウティンパッキッ 別記2に規定するコンテンツサービスが提供されるため、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意していただ きます。なお、スマートテレビサービスを利用いただく場合は、本サービスが自動的に利用開始となることを承諾してい
- (イ) その他提携事業者提供のコンテンツ 提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本約款の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

第15条(au IDの提供)

- 金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」が必要となります。 ユニン・マン・ス・ペップのから、NOUMRAX女社が提供する [AU IIU] が必要ではります。 2 契約者は、金沢ケーブルスマートテレビサービスを利用する場合は、KDD株式会社が別に定める [au ID利用規約] に同 意していただきます。また、スマートテレビチューナー1台につき1個の [au ID] を予め提供しますので、加入申込時に暗
- 厳していただきます。また、スマートテレビチューナー1台につき1個の | au ID | を予め提供しますので、加入申込時に暗 証番号を設定していただきます。 3 契約者は、スマートテレビチューナー上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応のために、前項で払 い出された [au ID] が設定されているスマートテレビチューナーの機器情報を、当社がKDDI株式会社およびJCOM株式 会社・提供することについて承諾していただきます。 4 第2項で提供された [au ID] は、契約者が当社の金沢ケーブルスマートテレビサービスを解除した場合においても自動的 に解除はされません。なお、解除する場合は、提供元のKDDI株式会社へ解除手続きを行うものとします。

第16条(当社の払い出すID及びパスワードの管理責任)

製約者は、自己のID(当社が付与するログイン名、メールアカウント名。以下同じとします。)及びこれに対応するパスワード の使用及び管理について全ての責任を負うものとします。 2 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。 3 契約者は、第1項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のID及びこれに対応するパスワードを使用し、全沢ケーブルスマートテレビサービスを利用した場合、当該第三者の全沢ケーブルスマートテレビサービスの利用に対して全ての責任を負うもの とします。

契約者は、基本利用料1~9に規定するサービス内で、以下の通りサービスの変更を申込むことができるものとします。なお、 変更の申込みは月単位とするものとします。また、変更するサービスにより料金表に定める解除料を支払っていただきます。

変更前サービス	変更可能なサービス
基本利用料1	基本利用料3、4、5、6、7、8、9
基本利用料2	基本利用料3、4、5、6、7、8、9
基本利用料3	基本利用料4、5、6、7、8、9
基本利用料4	基本利用料5、6、7、8、9
基本利用料5	基本利用料4、6、7、8、9
基本利用料6	基本利用料7、8、9
基本利用料7	基本利用料6、8、9
基本利用料8	基本利用料6、7、9
基本利用料9	基本利用料6、7、8

- 2 前項に規定するサービスの変更をする場合には、第5条(加入契約の成立)の規定に準じて取り扱います。ただし、変更の申込方法は当社が定める方法とします。この場合、当社は、変更申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。
- 3 基本利用料 2 から基本利用料 1 へ定期契約期間満了以前に変更を申し込む場合には、料金表の定めにより解除料を支 払っていただきます。また、基本利用料2から基本利用料1ヘサービスを変更した場合の起算は、サービスを変更した日

- の属する月の翌月を1と起算するものとします。 4 変更の申込みを当社が承諾し工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費を支払っていただきます。 5 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

第18条(契約者の氏名等の変更)

契約者は、加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、文書によって当社へ速やかに届け出ていただきます。 2 契約者は、その氏名、名称又は住所若し、くは民所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、当社へ味やかに 届け出ていただきます。

第19条(契約者の地位の承継)

- 契約者の権利義務を承継する場合
- (1) 相続の場合 (2) 新たに契約しようとする者が、旧契約者の設備の設置場所において当社のサービスの提供を受けることについて、旧

第20条(譲渡の禁止)

契約者は、加入契約に基づいて金沢ケーブルスマートテレビサービスを受ける権利を、譲渡することはできません。 第21条(一時停止)

契約者は、当社が提供する全沢ケーブルスマートテレビサービスの一時停止を申し出ることはできません。

当社が提供する金沢ケーブルスマートテレビサービスの料金は、利用料、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるとこ

2 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

第23条(同時加入に伴う利用料の割引)

- 当社は次に定める条件を全て満たす場合、料金表に定める利用料の割引を適用するものとします。
 (1) 第25条 (利用料) の規定に従い基本利用料の支払いが行われている。
- (1) 泉と5条(利用料)の規定に従い基本利用料の支払いが行われている。 (2)契約者が、ケープルプラス電話契約についての利用料の支払いを行っている。 (3) 本サービスの契約者と(2) で定める契約の契約者が同一である。 (4) 本サービスの加入契約と(2) で定める契約で利用する施設が同一である。 (5) 本サービスの料金の支払いと(2) で定める契約の支払が同一である。 2 前項の適用は1の契約に限り1の適用に限ります。

第24条(一時金)

契約者は、料全表に定める料全に従い、工事費 捐字全 手続きに関する料全を当社に支払うものとします。ただし、当社は 来がする。イコダンにといって当たいで、エチが、1日本、アルビに関する行本と可じて入れているとす。ただなアーブルスマートテレビサービスの加入で強を目的として、料金乗ったでめる工事費を、減額することがあります。 2 加入契約解除後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。

サービス	起算日
(1) 金沢ケーブルスマートテレビサービス	
(ア)デジタル放送及びインターネット 接続サービス利用料	デジタル放送及びインターネット接続サービスを受け始めた日の翌日から基本利用料 を毎月支払うものとします。
(イ)デジタル有料番組利用料	デジタル有料番組のサービスを受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月からデジタル有料番組利用料を毎月支払うものとします。なお、デジタル有料番組利用料については、別に定める有料番組規約により提供するものとします。
(ウ)付加サービス利用料	付加サービスを受け始めた日の属する月から利用料を毎月支払うものとします。
(2)コンテンツサービス利用料	
(ア)自動的に利用可能となるコンテンツ	コンテンツサービスを受け始めた日の属する月から利用料を毎月支払うものとします。
(イ)その他コンテンツ	サービスを受け始めた日の属する月から利用料を毎月支払うものとします。
(3)その他のサービス利用料	当社と契約者が別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を 受け始めた日の属する月からサービス料等を毎月支払うものとします。

第25条(利田料)

- 第25条(利用科) 契約者は料金表に定める利用料を、以下の起草日から当社に支払うものとします。 2 契約者は、コンテンツを視聴するときは、リモコンを用い、テレビ画面上にて視聴申し込みいただくものとします。なお、理由の如何を問わず、当該申込みを撤回し又は取り消すことはできないものとします。 3 契約者は、前項に基づくコンテンツの視聴を申し込みだ時刻から起草して当社が別に定める期間が満了する時刻までに限り何度でも当該コンテンツを視聴できます。 4 日本放送協会(NHK)の定めによるテレビジョン受信料(衛星放送受信料を含みます)は、当社が設定した利用料には今まれておりません。
- 含まれておりません。

第26条(利用料等の支払義務)

契約者は その加入契約に基づいて当社が全沢ケーブルスマートテレビサービスの提供を開始した日の翌日(付加機能の提 契約者は、その加入契約に基づいく当性が金ボゲーブルスマートアレビサービスの提供を開設した日の翌日(打加機能の提 供については、その提供を開始した日の属する月)から起草して、加入契約の解除があった日の社日(対加機能の廃止については、 その廃止があった日の属する月)までの期間(期間は月単位とし、提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月に 属する場合は1ヵ月間とします。)について、当社が提供するスマートテレビサービスの態様に応じて料金表に規定する利用料 又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条とたおいて同じといます。)の支払いを要します。 2 前項の期間において、利用の一時停止等によりスマートテレビサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支

払いは、次によります。

(1) 利用停止、又は、第11条(当社が行うサービスの停止)があった場合についても、契約者は、その期間中の利用 区別 支払いを要しない料金

契約者の責めによらな、理由により、その全沢ケーブルスマートテレビ そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 サービスを全く利用できない状態(その加入契約に係る電気通信設備 (24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間 によるすべての通信に著し、障害が生じ、全く利用できない状態と同毎に日数を計算し、その日数に対応するその金沢ケーブルス程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社マートテレビサービスについての基本利用料等(その料金が が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。

- 料等の支払いを要します。 (2) 前1号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、スマートテレビサービスを利用できなかった期間中
- (2) 削1号の放送によるはが、突割省は、水の変に物いる場合を除る、ヘマードアレビッーこんを利用にきなかつた制制中の利用料等の支払いを要します。 3 当社は、第13条(当社が提供するサービス)に定めるコンテンツサービスについては、月のうち継続して10日間以上提供 しなかった場合、そのことを当社が認知した時報以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に ついて、24時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその金沢ケーブルスマートテレビサービスの基本利用料等の支払
- ・ いっ安しません。 4 当社は、 支払いを要しないこととされた基本利用料等が既に支払われているときは、 その料金を返還します

第27条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。 た その手続きの着手前にその加入契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既に その料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第28条(工事に関する費用の支払義務)

郊とひ称(上等に応うする RID・ノンに被訴) 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、 工事の着手前にその加入契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、こ の限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があった ときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第29条(利用料等の計算方法)

当社は、契約者が加入契約に基づき支払う料金のうち、利用料等は当社が別に定める方法により計算します。 2 契約者が、第15条 (au IDの提供) で提供された「au ID」を利用して購入したコンテンツ等の債権の一部(物販系コンテンツ等に関する債権を除く。)は、当社がKDDI株式会社からauかんたん決済を通じて、その債権の譲渡を受け、当社の債権として前項の利用料等と合わせて計算します。

第30条(端数処理)

当社は、料金その他のお支払いについて、層月に従って発生した料金額等に、消費税相当額を加算して計算します。 2 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。 3 複数のサービスを合計した場合は、実際のご請求金額と料金表に規定する各サービス毎の税込料金額の合計額が端数処

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のはか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

契約者は、料金、又は割増全等の料金以外の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いが ない場合には、支払期日の翌日から起草して支払いの前日までの期間について年利14.5%(年当たりの割合は、閏年の日 を含む期間についても、365日当りの割合とします)の割合で計算した額を運延損害金として当社に支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合はこの限りでありません。

第33条(期限の利益の損失)

第303米(初成のイン油の13人) 契約者は料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社の請求により当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をしていただきます。

第6章 利用の制限及び利用中断第34条(利用の制限)

第34末(中川のが前後) 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しく は救援、交通、通信若し、は電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため 緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、金沢ケーブルスマートテ

- レビサービスの利用を制限することがあります。 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用
- 3 金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用者が、当任の電気通信放調に適点な具何を生いられていていています。 も制度することがあります。
 4 当社は、金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用者が、当社が提供する金沢ケーブルスマートテレビサービスに支障を及ば、又は支障を及ばする社がある場合には、当社所定の電気通信(インターネット接続回線帯域を継続的かつ大幅に占有する通信手段を用いるもの)を検知し、当該電気通信に割り当てインターネット接続回線にかかる通信の帯域を制御することにより、インターネット接続機能の速度を制限することがあります。

第35条(利用中断)

第35条 (利用中断)

当社は、次の場合には、金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用を中断することがあること、これにより、当社は契約者に対しなんの責任をも負担しないこと、第26条 (利用料等の支払義務) 第2項の場合を除き、当該中断期間中における契約者の責任をも負担しないこと、第26条 (利用料等の支払義務) 第2項の場合を除き、当該中断期間中における契約者当当社に支払うべき料金等が免除又は減額されないこと、を契約者は承認するものとします。

(1) 当社の電気通信度設備の保下上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第34条 (利用の制限) の規定により金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用を制限するとき。

(3) 機器等の予期とも動作不良、第三者による機器等への不正アクセスまたは機器等のコンピュータウイルス感染により本サービスを提供できない場合。

(4) 火災、停電または天災地変等の非常事態により本サービスの運営か不能となった場合。

(5) 社会をおりすのための企会室により出来り、「大き、日本の運営か不能となった場合。

- (サ) へ火、下電車スには入火地窓等リア所・乗車地により本アービスの選ばか个能となった場合。
 (5) 法令または官公庁の命令等による措置に基づき本サービスの提供ができない場合。
 (6) その他本サービスの適正な運用上、当社が本サービスの一時的な中止または中断が必要であると判断した場合。
 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料全表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中断することがあります。
 3 前2項の規定により全沢ケーブルスマートテレビサービスの利用を中断するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7音 施設等

第36条(施設の設置及び費用の負担等)

- こしょす。 3 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。 4 当社が7の約款に従って全沢ケーブルスマートテレビサービスを提供するために必要を工事の施工は、当社または当社の指 定する業者が行かうものとします。

第37条(設置場所等の変更)

- 第37条(設置場所等の変更)
 契約者は、次の場合に限けら込線及び機器等の設置場所を変更できるものとします。
 (1) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
 (2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
 (2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
 (2) 変更先が、当社がナービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
 は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社又は当社の指定する業者が行なうものとします。
 3 契約者は、第36条(施設の設置及び費用の負担等)の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担する
 ナーロービストー
- 4 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を申し出ることができるもの
- 5 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、加入契約内容の変更又は制限がある場合があります。 6 当社は、第4項の申し出があったときは、第5条(加入契約の成立)の規定に準じて取り扱います。 7 第4項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第38条(施設の設置場所の無償使用等)

- 製約者は、当社又は当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行なうため、契約者の所有又は占有する敷 地、家屋、構築物等への出入りについて便宜を供与するものとします。 2 契約者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係人があるときは予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関ル侵日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。

第39条(機器等の貸与)

- 当計け
 却約者にサービス毎に料全表に定める機器等を貸与します。
- 当在は、突射者にアービス等に円を変い、定めの機器等を買ういます。 2 契約者は、使用上の注意事項を装守して総計管理するものとします。 3 契約者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第10条(契約者が行う加入契約の解除)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に
- 支払うものとします。 4 契約者は、当社が必要に応じて行なう場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとし ます。また、当社から貸与しているスマートテレビチューナー(au ID提供)の使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料としたうえで、「au ID」を提供しているKDDI株式会社および
- 5 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。

第40条(追加のSTB、ケーブルモデムの使用)

- 第40条(追加のSTB、ケーブルモデムの使用)

 を派ケーブルスマートテレビサービスの契約者は、STB又は追加のケーブルモデムの使用を申し出ることが出来ます。
 2 当社が承諾し、前項の機器等の設置をおこなった場合には、契約者は、それに要した費用を負担するものとします。
 3 前辺項の追加をおこなった場合の当該機器等の利用料は、料金表に定めます。
 4 契約者は、全沢ケーブルスマートテレビサービスを解験した場合、追加のSTB及び追加のケーブルモデムの使用について、第10条(契約者が行う加入契約の解除)で規定に準して、直ちに機器等を当社に返却するものとします。
 5 契約者は、使用上の注意事項を競守して当該機器等の維持管理をするものとします。
 6 契約者は故意又は過失により機器等を故障、被損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第10条(契約者が行う加入契約の解除)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社にまむようのします。 支払うものとします。

第41条(維持管理責任の範囲)

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、契約者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの、 全部又は一部が停止することがあること。これにより、当社は契約者に対しなんらの責任をも負担しないこと、当該停止期間 中における契約者の当社に支払うべき料金等が免除又は減減されないことを承認するものとします。 2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者施設とします。

第42条(当計の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第43条(契約者の維持責任) 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第44条(設備の修理又は復旧) 学社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、 事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を確又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれるの機関との協議に上げ定かされのに即します。

順位	修理又は復旧する電気通信設備				
	気象機関に設置されるもの				
	水防機関に設置されるもの				
	消防機関に設置されるもの				
	災害救助機関に設置されるもの				
1	警察機関に設置されるもの				
	防衛機関に設置されるもの				
	輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの				
	通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの				
	電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの				

	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
	水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	選挙管理機関に設置されるもの
	別記4の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの
2	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
-	国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第45条 (契約者の切分け青仟)

第4つ深(矢約者の40万70 貝江) 契約者は、自営業未設備又は白営電気通信設備 ・設備又は白営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている 場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しななったときは、当該自営職業 お設備又は白営電気通信設備 に故障のないことを確認の、と、当社に当社の電気通信設備総 ・記録ののないことを確認の、と、当社に当社の電気通信の譲設備、の他電気通信設備の修理の請求でいただきます。 2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試

験を行い、その結果を契約者にお知らせします。 験を行い、その結果を契約者にお知らせします。 3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者 にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気

通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第46条(施設の故障等に伴う費用負担)

当社は、契約者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を 講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用(修復を伴わない場合は 派遣に要した費用)の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

MUNICA AVOILARIA (MEMINIA MEMINIA M

第47条 (回線相互接続の請求)

第48条 (回線相互接続の変更・廃止)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社 又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、そ の接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社指定書式を当社に提出していただきする。 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通

信事業者の加入契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。 2 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第49条 (相互接続事業者のインターネット接続サービス) 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただ

2 加入契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約に ついても解除があったものとします。

第10章 損害賠償 第50条 (サービス内容の変更及び終了)

当社は、金沢ケーブルスマートテレビサービス内容を変更又は終了することがあります。なお、変更又は終了によっておこる掲 実の賠償には応じません...

第51条 (責任の制限)

当社は、会沢ケーブルスマートテレビサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとさは、その会沢ケーブルスマートテレビサービスが全く利用できない状態(その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り利用できなかった時間 (24時間 の倍数である部分に限ります。) について24時間毎に日数を計算し、その契約者に発生した損害とみなし、その額 (基本利

- の借数である部分に限ります。) について24時間毎に日数を計算し、その契約者に発生した損害とみなし、その額(基本利用料)に限った賠償します。
 2 当社は、第13条(当社が提供するサービス)に定めるコンテンツサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコンテンツサービスが利用できない、状態にあることを当社が認知した時刻から起算して10日間以上提供しなかったときは、そのことを当社が認知した時刻と終の利用できなか、時間(24時間の倍数である部分に限ります。) について24時間毎に日数を計算し、その契約者に発生した損害とみなし、その額(基本利用料)
- に限って賠償します。 3 第1項、第2項の場合において、当社の故意又は重大な過失により金沢ケーブルスマートテレビサービスの提供をしなかった
- 3 第1項、第2項の場合において、当社の放意又は重大な過失により金水ケーブルスマートテレビサービスの提供をしなかったときは、第1項、第2項の規定は適用しません。 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用により発生した契約者と第三者間に生じた損害(第14条第1項第1号の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。)、及び金沢ケーブルスマートテレビサービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第52条(免責)

全沢ケーブルスマートテレビサービス及び加入契約に関し、当社が契約者及び加入申込者に対し負担する責任は、いかなる 金がパープルスマーテアビビリーと人及び加入突動に関し、当れた映画も最び加入中心各に入り負担する責任は、いかなる 場合であれ、別に定める解除料の全額を限度さする損害賠償責任に限され、これ以外は何らの責任をも負担しないものとしま す。ただし、当社の責めに得さない事由によるものについては何らの責任をも負担しないものとします。 2 当社は、サービス利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及びサービスを利用でき

なかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の指字に対し、いかなる責任も負わないもの とし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

こい、指電が回接状況で、いまれたいでいている。 3 当社は、美沙利者が金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用に関して損害を被った場合、第51条(責任の制限)の規 定によるほかは、何らの責任もおいません。 4 当社は、金沢ケーブルスマートテレビサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、又は復旧の工事 に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の放意又 は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。 ち当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等)

当社は、この別域がデジステにより自当場へ投資人は自当電気地間自然側の投資人は支叉、ビアについてにより、「収益等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については見出ません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定める金沢ケーブルスマートテレビサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改 造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。 6 契約者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を契約者自らの注意をもって管理し、それら機器の移動、取

り外し、変更、分解又は損壊はしないものとします。これに反した場合は契約者自身の負担により復旧するものとします。

第11章 ICカード 第53条(B-CASカードの取扱い)

用の3余(BーCAS パードの収扱い) 当社は、スマートラレビチューナーあよび STB に挿入される B ー CAS カードを各1台につき1枚を貸与します。 契約の解除が あった場合、契約者は速やかに当社に返却するものとします。 2 B ー CAS カードに関する取扱、については、契約者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの 「金沢ケー ブル専用 B ー CAS カード使用許諾契約的数、に定めるところによります。 なお、B ー CAS カード再発行費用につい ては別に定める 「機器損害金一覧表」 によります。 第54条 (C-CASカードの貸与) 当社は、金沢ケーブルスマートテレビサービスの契約者に、C-CASカードをスマートテレビチューナー及びSTB1台に1枚を貸

ラしょ 9 。 2 CーCASカードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者は、第10条(契約者が行う加入契約の解除)及び第12条 2 C-CASカートの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者は、乗り除く受め着が行う加入契約の解除)及が東12条 (当社が行う加入契約の解除)の規定による解除を行っちずで、スマートテレビチューナー及びSTBに常時装着された状態 で使用し善良なる管理者の注意義務をもってC-CASカードを管理しなければなりません。 3 契約者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び、当社の判断による場合は、2 対社は、C-CASカードを改換することがあります。 4 契約者は、C-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等をすることはできません。

第55条 (C-CASカードの紛失等)

契約者は、C一CASカードを紛失し又は盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。 2 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該C一CASカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、 第三者によりCーCASカードが使用された場合は、料金は契約者の負担となります。

第56条(C-CASカードの再発行) 当社は、C-CASカードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行なうものとします。尚、C-CAS カード再発行費用については別に定める「機器掲書金一覧表」によります。

第57条 (C-CASカードの返却)

契約者は、第10条(契約者が行う加入契約の解除)及び第12条(当社が行う加入契約の解除)の規定による解除を行なう場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

第12章 雑則

契約者は、当社が提供する金沢ケーブルスマートテレビサービスを、第三者に記録媒体・配線等により供給することは無償・ 有僧にかかわらず禁止します。

- 7 契約者は 加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません

- 2 契約者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。
 3 前項に適反した場合、契約者は遠反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。
 4 当社の金沢ケーブルスマートテレビサービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービスの利用の目的以外で、当社の機器等を使用することができません。
 5 契約者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第59条 (契約者に係る個人情報の取扱い)

第33章、民歌省在に球合国人情報の収放いり 当社は、個人情報の保護に関する法律、平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2 日閣議決定)、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)及び電気通信事業にお ける個人情報保護に関するがバライン(平成27年総務省告示第216号)に基づはか、当社が別途掲示する個人情報保 護水リン一及びこの約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適じ取扱うのとします。 2 当社は契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。 (1) 契約者の確認や刊便性提供・向上、並びにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス 変更、解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、及び料金請求や収納業務などのため。 (2) 数約本の年間を対しています。

- 変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、及び料金請求や収納業務などのため。

 (2) 契約者の規庫状況やマートテレビテューナーの使用状況並びに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査及びその分析を行い、設備の保守及び新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。

 (3) 契約者に電子ゲール、郵便等により、又は電話することにより、当社の各種サービス、又は業務提携先などの商品やサービス等の情報を提供するため。なお、契約者は別途定める方法で届出ることにより、これらの取扱いを中止させた

- サービス等の/用機を接続するにお。なお、突釣者はが速走める方法で協由さることにより、これのが取扱いを中止させたり、再開させたけることができるものとします。 (4) 契約者から個人情報の取扱いに関する同意を得るために、電子メール、郵便等により連絡し、又は電話するため。 (5) 契約者との電話が対峙に過話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、及び応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。 (6) 金沢ケーブルスマートテレビサービスの障害及び停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。
- するため。
 (7) 契約者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。
 (8) 上記(1)~(7)のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあってはその限りではないものとします。
 ハンナムではセムリュ

- (1) 法令に基づく場合。(2) 人の生命、身体又
- (1) 法令に基づく場合。(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難

- 5 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。

- 5 当社は、次に掲げる場合を除き、第二者に個人情報を提供しないものとします。
 (1) 予め本人の同意を得た場合。
 (2) 契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合。
 (3) 刑事訴訟法、假和203年法律第131号)第218条(裁判官の発する令状による差押等)その他、同法の定めに基
 3、役務制の処分が行われた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制 限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく 級なりでは自身ながかいた。 開示護末の要件が満たされている場合。 (4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で認められている場合。 (5) 別記5に定める委託放送事業者のサービス提供に伴う運用に利用する場合。

第60条 (知的財産権及び成果物の帰属)

双ンシス、(XMUJINIETEICA) MA.不近V/JINIA) 契約者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を 含む)その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、契約者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行 使しないものとします。

第61条 (通信の秘密)

当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第4条(秘密の保護)及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成27年総務省告示第216号)に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

- (異) なのカトラル (下板21年も移自吉小泉216号)に基 フモ、実制すい地信の砂鉛を守ります。 2 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。 (1) 通信当事者の同意がある場合。 (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第218条(裁判官の発する令状による差押等)に基づく強制の処分が行われる場合。

第62条 (承諾の限界)

第02末 (予能の)収分1 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守すること が著しく困難であるとき、又は料金その他債務の支払いを現に急り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があると 等等当社の業務の遂行上支降があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この組合は、その理由をその請求をした 者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第63条(利用に係る契約者の義務)

当社は、全次アーブルスマートテレビサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する 土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、 当該契約者は予め必要な承諾を得ておくれのとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。 2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作

契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
 契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条条の他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は白度端末数備は、は白営電気通信設備へを移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条条の他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、この限りではありません。
 4 契約者は、放意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
 5 契約者は、当社が業務の遂行し支険がないと認めた場合を除いて、当社が加入契約に基づき設備とは合置領通信設備に他の機械、付加部品等(金沢ケーブルスマートテレビサービスを同時に複数の自営端末設備又は自営電気通信設備で利用できるようにする設備を含む。)を取り付けないこととします。
 7 契約者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を一条し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その仲の工事等に必要な費用を支払っていたざます。
 8 契約者は、金沢ケーブルスマートテレビサービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行なわないこととします。
 9 契約者は、金沢ケーブルスマートテレビサービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行なわないこととします。
 9 契約者は、金沢ケーブルスマートテレビサービスを削用して、国内外の法令等を犯す行為を行なわないこととします。

行なわないこととします。 10 契約者は、金沢ケーブルスマートテレビサービスを利用する権利を有償、無償を問わず再販売し、第三者に利用させないも

のとします。
11 契約者は、金沢ケーブルスマートテレビサービスとサービス用設備(第三者ヘサービスを提供するための通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェア)を接続しないものとします。
12 契約者は、金沢ケーブルスマートテレビサービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行なわないものとします。
(1) 法令に違反する行為、またはそれに結びつく恐れのある行為
(2) 犯罪行為、またはそれに結びつく恐れのある行為等のほか公庁良俗に反する行為
(3) 当社を含む第三者の権利、財産またはプライゾシーを侵害する行為
(4) 掲示板への不正な書込みや不正な電子メール配信、誹謗中傷する行為等、当社を含む第三者に不利益を与える行為、またはそれに結びつ、公別のある行為

(4) 投小板・ベンバーに登出らかれている電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを電子・イルを開発するできた。 その他、全沢ケーブルスマートテレビサービスの運用を妨げる行為等、当社が不適当と判断する行為

第64条(情報等の削除等)

第64条 (情報等の創除等)
当社は、契約者の金沢ケーブルスマートテレビサービスの利用が第63条 (利用に係る契約者の義務) 第12項の各号に該当する場合、急診利用に開し、他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他理由で金沢ケーブルスマートテレビサービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第63条 (利用に係る契約者の義務) 第12項の各号に該当する行為をやめるように要求します。
(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
(3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
(4) 事前に通知することな、契約者が発信又は常時する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状況に置きます。
2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

尊重されるものとします。

第65条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)

当社は、インターネット接続機能に係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続機能を利用する上で参考となる 事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第66条(約款の効力)

約款のいずれかの条項が関係法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行 不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き代えられるもの とします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

第67条 (営業区域)

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第68条(合意管轄)

金沢ケーブルスマートテレビサービス及び加入契約に関し、当社と契約者との間に紛争が生じた場合、当社を管轄する簡易 裁判所又は地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第69条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第13章 附帯サービス 第70条 EPG(電子番組表)

R LT の10 3 留価の7 デジタル放送サービスの内容及び放送時間を原則として当社の指定するEPG(電子番組表)により提供するものとただし、EPG(電子番組表)により提供する内容及び放送時間は、変更される場合があります。 2 当社は、内容および放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加サービスを提供します。 別記1 (第13条関係) 当社によるコンテンツサービス

お知らせウィジェット 当社ホームページにリンクし、お知らせや障害情報等を提供します。

	別記2(第14条関係)提携事業者によるコンテンツサービス						
コンテンツサービス 提携事業者 備 =							
	ウイルスバスター	トレンドマイクロ株式会社					
別記2(第20条間後)料本のませて注							

- 別配3 (第22条関係) 料金の支払方法 1. 契約者は、料金について、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。 2. 契約者は、各月の金沢ケーブルスマートテレビサービス料金および工事費等を全融機関の預金口座振替又はクレジットカー ド支払いによる方法で、当社の定める期日までに毎月支払うものとします。
- ト支払いによる方法で、当任い定める期はまでに、毎月支払うもいとします。
 3. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、全融機関等に係る振込手数料は契約者の負担とします。
 4. 契約者は当社が金沢ケーブルスマートテレビサービス料金及び工事費等の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
 5. 当社が必要であると判断した場合、前項で定めた収納代行会社を契約者に通知なく変更できるものとし、契約者はこれを
- 承諾するものとします。 6. クレジットカード支払について
- (1) 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、契約者が指定する
- (1) 契約者は、契約者か支払っぺき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、契約者が指定するケンジットカードで、カビットカード会社の規約に基づいて支払います。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項に関係に契約者は支払います。
 (3) 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の利用では対していませない。 的に本手続きを解除されても、異議を申し立てないこととします。 7 預全口座振赫について
- 7. 預金口座振替について(1)契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務について、当社から銀行、信用金庫、信用組合、農協等(以下「銀行」といいます。)に請求書が送付されたときは、契約者に通知することなく、請求書都数の金額を預金口座から引溶しのうえ支払うことを承能します。この場合、契約者は、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出又はい切手の振出しばしないことととます。
 (2)契約者は、銀行が預金口座からの引溶し日(以下、振替日といいます。)において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことができる金額(当座資施を利用できる範囲内の金額を含みます)を超える場合、契約者に通知することなく請求書を返却すること。また振畅の指定日以路に再度振替えることを承諾します。
- 、「日本でも返加すること、3.6.6gで1/4回と口が日本に中では、 製約者は、別金口座振替を解約するときは、銀行に書面により届け出ます。なお、この届出がなく長期間にわたり当 社から請求がない等相当な理由がある場合、契約者から特に申し出が無い限り銀行は預全口座振替が終了したものと して取扱うことを承諾します。 契約者は、振替日が変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理することを承諾します。

(ウ) 契約者は、サービスの追加又は変更があった場合も、本規定が適用されることを承諾します。 契約者は、この預金口座振替について紛騰が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行に異議を申し立てないこととします。

別記4(第44条関係)表中第2順位に規定する基準

区分	基
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞版を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道しまたは論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の表号について8,000部以上あること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けたもの。
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースもしくは情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

別記5(第13条関係)委託放送事業者 株式会社スター・チャンネル

(料金表の適用)

1. 金沢ケーブルスマートテレビサービス(以下「本サービス」といいます)に関する料金の適用について、この料金表の規 (料金の変更)

当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。

(消費税相当額の加質)

(高貴秋相当級の/加昇) 3. 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額(税抜き価格(消費税相当額を加算しない、料金額をいいます。))消費税相当額を加算した額とします。 なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第1表 利用料等 1.利用料

1-1 適田

利用料の適用については約款第26条(利用料等の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

1-2 料全額(月額)

1-2. 村並設(月設)					
基本利用料1	基本利用料1					
スマートお得パック	スーパー	8,930円 (税込9,823円) /台 金沢ケーブルスマートテレビサービス(下り速度上限100Mbps、 上り速度上度5Mbps・無線LANルータ機能付)スマートテレビ チューナー利用料(1台分)及び1メールアカウント(メールボック ス容量5GB)及びホームページアカウント(ホームページ容量30 MB)の利用料金を含む。	第8条(定期契約期間)に規定される定期契約期間。 戸建住宅3年間 ※新規受付は、平成 28年9月17日をもって 終了しました。			
基本利用料2						
スマートお得バック withタブレット	スーパー	(iPad mini 3)10,430円(税込11,473円)/台 (iPad dir 2)10,630円(税込11,493円)/台 金沢ケーブルスマートラレビナービス(下)速度上限100Mbps、 上り速度上限5Mbps・無線LANルータ機能付)スマートテレビ チュナー利用邦(1合分)及び1メールアカウント(メールボックス 容量5GB)及びホームページアカウント(ホームページ容量30M B)の利用料金を含む。	戸建住宅:3年間 ※新規受付は、平成			
- 基本利用料3						
スマートお得バック プラス	スーパー	9,580円/台(税込10,538円) 金沢ケーブルスマードレビサービス(下り速度上限100Mbps、 上り速度上限5Mbps・無線LANルータ機能付)スマートテレビ チューナー利用料(1台分)及び1メールアカウント(メールボック ス容量5GB)及びホームページアカウント(ホームペー)浴室30 MB)、みるプラス「見放腹/ックプライム」の利用料全を含む。	間) に規定される定期 契約期間。			

基本利用料4				
スマートTVボイス	スーパー	8,930円(税込9,823円)/台 金沢ケーブルスマートテレビサービス(下り速度上限100Mbps、 上り速度上限5Mbps:無線LANルータ機能付)スマートテレビ チューナーサービス利用料(1分分)及が1メールアカウントレー ボックス容量5GB)及びホームページアカウント(ホームページ容 量30MB)の利用料金を含む	契約期間。	
基本利用料5				
スマートTVボイス プラス	スーパー	9.580円(税込10.538円)/台 金沢アーブルスマーテレビサービス(下り速度上限100Mbps. 上り速度上版マートテレビサービス(下り速度上限100Mbps. 上り速度上版マートテレビ チューナー利用料(1台分)及び1メールアカウント(メールボック ス容量56B 及びホームページ容量30 MB)、みるプラス「見放腹パックプライム」の利用料金を含む。	契約期間。	
基本利用料6				
スマートTVポイス2	スーパー	IHFCエリア 8,930円(接込9,823円)/合金ボケーブルスマートテレビサービス(下り速度上限3,00Mbps, 上り速度上限10Mbps)スマートテレビチューナー利用料(1台分)及び1メールアカウン・(メール・ボックスを置もG8)がホームページアカウン・(ホームペー)変を30MB)の利用料金を含む。(FITHエリア1]8,930円(税込9,823円)/台金ボケーレビス(下)速度上限100Mbps, レリ速度上限100Mbps, スマートラレビチューナー利用料(1台分)及び1メールアカウント(メール・ボックスを置きG8)及びホームページアカウント(ホームページを置30MB)の利用料金を含む「FITHエリア2]8,930円(税込9,823円)/台金ボケーブルスマートテレビチューナー利用料(1台分)メールアカウント(メール・ボックスを置らG8)及びホームページアカウント(メール・デックスを置らG8)及びホームページアカウント(メール・デックスを置らG8)及びホームページアカウント(メール・デックスを置らG8)及びホームページアカウント(メール・デックスを置らG8)及びホームページアカウント(オール・デックスを置らG8)及びホームページアカウント(メール・デックスで展上限でGbps, 上り速度上限Gbps, 上り速度上限Gbps, 上り速度上限Gbps, 上り速度上限Gbps, 上り速度上限Gbps, 上り速度上限Gbps, 上り速度上限日をプロス・デービージート・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・デービー・プロス・プロス・プロス・プロス・プロス・プロス・プロス・プロス・プロス・プロス	第8条(定期契約期間)に規定される定期 関助間別に規定される定期 更対理住宅:3年間	
基本利用料7				
スマートTVボイス2 ブラス	スーパー	【HFCエリア]9,580円(税込10,538円)/台金沢ケーブルスマートテレビサービス(下)速度上限300Mbps、上り速度上限300Mbps、ナリ速度上限300Mbps、ナリ速度上限300Mbps、ナリ速度上限300Mbps、ナリ速度上限300Mbps、ナリ速度上限300Mbps、ナリ速度上限300Mbp、みるプラス「見が重がペクプライム」の利用料金を含む。 [FTTHエリア]9,580円(税込10,538円)/台金沢ケーブルスマートテレビサービス(下り速度上限100Mbps、上り速度上限100Mbps)スマートテレビチューナー利用料(1台)及び1メールアカウント(メール ボックス容量5GB)及びホームページアカウント(ホームページ容量30MB)、みるプラス「見が重がイメージであり、全沢ケーブルスマートテレビナービス(下)速度上限1Gbps、上り速度上限1Gbps、スマートテレビチューナー利用料(1台)入ビリメールアカウント(メール・ボックス容量5GB)及びホームページアカウント(メール・ボックス容量5GB)及びカース・ジアカウント(メール・ボックス容量5GB)及びホームページアカウント(メール・デンセデューナー利用料(1台)入び「メールアカウント(メール・デンセデューナー利用料(1台)入び「メールアカウント(メール・デントビデューナー利用料(1台)入び1メールアカウント(メール・デントビデューナー利用料(1台)入び1メールアカウント(メール・ボックス容量5GB)及びホームページアカウント(ホームページアカウント(メール・ボックス容量5GB)及びホームページアカウント(オールア・アナレビチューナー利用料(1台)入び1メールアカウント(メール・ボックス容量5GB)及びホームページアカウント(メール・ボックス容量5GB)及び1メームページアカウント(メール・ボックス容量5GB)及び1メームページアカウント(メール・ボックス容量5GB)及び1メームページアカウント(メール・アナウント(メール・アナウント)といるロースを100Mbp、カームページを100Mbp、カームページを10Mbp、カームペースを10Mbp、カームペースを10Mbp、カームペースを10Mbp、カームのインスを10Mbp、カームの	第8条(定期契約期間)に規定される定期契約期間。 契約期間。 戸建住宅:3年間	
基本利用料8				
ズマートTVボイス2 ミニ	≋=	【HFCエリア】6,630円(桃込7,293円)/台 金沢ケーブルスマートテレビサービス(下)速度上限300Mbps、上 り速度上限10Mpps)スマートテレビチューナーサービス利用料(1 台分)及び「メールアカウ・人(メール ボックス容量56B)及びホーム ページアカウン・人(ホール ページを30MB)の利用料金含含む (FITHエリア1]6,630円(桃込7,293円)/台 金沢ケーブルスマートテレビナーナーサービス利用料(1 台分)及び「メールアカウント(メール ボックス容量56B)及びホーム ページアカウン・人(ホーム・プを置 30MB)の利用料金含含む (FITHエリア2]6,630円(桃込7,293円)/台 金沢ケーブルスマートテレビチューナーサービス利用料(1台 分)及び「メールアカウント(メール ボックス容量56B)及びホーム ページアカウント(ホームページ容量30MB)の利用料金含含む。 (FITHエリア3]6,630円(桃込7,293円)/台 金沢ケーブルスマートテレビテューナーサービス利用料(1台 分)及び「メールアカウント(メール ボックス容量56B)及びホーム ページアカウント(ホームページ容量30MB)の利用料金を含む。 (FITHエリア3]6,630円(桃込7,293円)/台 金沢ケーブルスマートテレビデューナー利用料(1台分)及び「メールアカウント(メールボックス容量56B)及びホームページアカ ウント(オームページ容量30MB)の利用料金を含む。	第8条(定期契約期間)に規定される定期 契約期間。 戸建住宅:3年間	
基本利用料9				
スマートTVボイス2 ミニブラス	₹=	[HFCエリア]7.280円 (税込8.008円) /合 全沢ケーブルスマートテレビサービス(下)速度上限300Mbps. 上り速度上限10Mbps)スマートラレビチューナー利用料(1合分)及び1メールアカウント(ホーパック2番蓋5GB)及びホールベンアカウント(ホーパページ客量30MB)、みるブラス「見放題パックブライム」の利用料金を含む。[FITHエリア1]7.280円 (税込8.008円) /合 全沢ケーブルスマートテレビサービス(下)速度上限100Mbps. 上り速度上版100Mbps. エフェーナー利用料(1合分)及び1メールアカウント(ホーパーン学を置30MB)みるブラス「見放題パップブライム」の利用料金を含む。[FITHエリア2]7.280円 (税込8.008円) /台 全沢ケーブルスマートテレビサービス(下り速度上限16pps. 上りで、アンドンド・ファンド・ファンド・ファンド・ファンド・ファンド・ファンド・ファンド・	第8条(定期契約期間に規定される定期契約期間)に規定される定期契約期間。 戸建住宅:3年間	
ペイ番組利用料 ペイ番組利用料は、別に定めるペイ番組利用料によるものとします。				

付加サービス				
種類	初期設定		単位	利用料(月額)
デラックス	なし		スマートテレビチューナー1台毎	1,000円(税込1,100円)
光ハイブリッド200 ひかり200	なし		基本利用料1、2、3、4、5に追加 し、お支払いただきます。	1,000円(税込1,100円) /ケーブルモデム1台
メールアカウント追加	500F	(税込550円)	追加1アカウント毎	250円(税込275円)
ホームページ容量追加	個人	1,000円(税込1,100円)	5MB毎(50MBまで)	500円(税込550円)
	商用	3,000円 (税込3,300円)	10MB毎(50MBまで)	1,000円(税込1,100円)

※メールアカウント追加・・電子メールアカウントを追加するサービス ※ホームページ容量追加サービス・・・ホームページのディスク容量を追加するサービス

コンテンツ利用料			
提携事業者の提供する	第14条第1号に規定するコン	提携事業者の定める規約に	提携事業者の定める規約・料
コンテンツ	テンツサービス。	準じます。	金に準じます。

- 注1. 利用料には、日本放送協会(NHK)の受信料、株式会社WOWOW、株式会社スター・チャンネルその他の有料番
- 注1. 小別村には、日本が送島云 (WTIN) が受信付、株式云社WOWOW、株式云社ペター・デャンルゲビが近の有付齢 組利用料は含まれておりません。
 注2. スマートテレビサービスを月の途中で追加する場合、サービスの提供を受け始めた日の属する月の基本利用料はサービ スの提供を受け始めた日の属する月の翌月にご請求となります。またスマートテレビサービスを月の途中で解除する場合、 基本利用料の目割り計算はいたしません。

アンドゥ を見る (1 2015年) 2015年 - 17 条(サービスの変更)に定めるところによります。 2-2. 解除料の額

とーと、麻味ポヤン(M) 基本利用料1、基本利用料2、基本利用料3、基本利用料4、基本利用料5、基本利用料6、基本利用料7、基本利用 料8、基本利用料9に規定するコースの月額利用料が解除料となります。

第2表 手続きに関する料金等

1. 適用 手続きに関する料金等の適用については約款第27条 (手続きに関する料金等の支払義務) によります。

第3表 工事に関する費用

工事に関する費用の適用については約款第28条(工事に関する費用の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

工事費は、工事を要することとなる契約等又は交換機操作台等において行う1のたします。	
2.料金額 2-1. 新規・追加工事費	

引込工事費(HFCエリア)	25,000円(税込27,500円)※注4
引込工事費(FTTHエリア)	28,000円 (税込30,800円) ※注5
宅内工事費	実費
引込工事費+宅内工事費	40,000円 (税込44,000円) 程度(標準)

2-2. コース変更に伴う工事費			
機器交換工事費	15,000円(税込16,500円)/台 提供機能の変更等に伴い機器交換を行う工事。		
2-3. 契約解除、解約に	2-3. 契約解除、解約に伴う工事費		
引込線撤去工事費	契約期間に応じて低減した費用 ※注6		
上記に属さない工事費	実費/1の回数毎に		
2-4. その他の工事費			

設置場所変更工事費 15,000円 (税込16,500円) /台 上記に属さない工事費 実費

注4. タップオフから保安器までの引込線工事が必要な場合に適用します。 注5. クロージャーから V-ONU までの引込線工事が必要な場合に適用します。 注6. 同一工事日に引込線の撤去及び宅内機器の撤去を行う場合、本料金を適用します。

1. 福西 損害金の適用については約款第9条(契約者回線の終端)第3項および第10条(契約者が行う加入契約の解除)第4項 に定めるところによります。

第9条、第10条に規定する損害金 ※注7 別に定める「機器損害金一覧表」に記載の損害金/スマートテレビチューナー 注7. 機器等の紛失及び修理不能による場合にも適用します。

第5表 同時加入に伴う料金(月額)の割引

1. 適用 利用料の適用については約款第23条(同時加入に伴う利用料の割引)によるほか、次のとおりとします。 2. 月額料金の割引額 対象となる品目 ケーブルプラス電話加入同時加入 スマートお得パック スマートお得パックwithタブレット スマートお得パック プラス スマートTVボイス スマートTVボイスプラス 830円 (税込913円) スマートTVボイス2プラス スマートTVボイス2ミニ

(1) 当社は、特に必要があるときには、約款に特約及び規約等を付することができます。 (2) この約款は、令和6年1月1日より施行します。

■金沢ケーブル IP - VOD「みるプラス」加入契約約款 第1章 総則

第1条 約款の適用

スマートTVボイスクミニプラス

金沢ケーブル株式会社(以下「当社」という)は、当社が別に定めるテレビ加入契約約款(以下「テレビ約款」という) およびインターネット契約約款(以下「ネット約款」という) およびスマートテレビ加入契約約款並びにこの「VOD (ビデオ・ オン・デマンド)「milplus (みるプラス)」加入契約約款」(以下「本約款」という)に基づき、VOD サービス(以下「本サー

こへ了してが、を提供します。こ、本約款は、当社が提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービスの利用者(以下「加入者」という)は、本 約款を遵守するものとします。3. 当社は、本サービスの運営業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することが出来ます。

第2条 約款の変更

当社は、加入者の承諾なく、本約款を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の約款による ものとします。

第3条 契約の単位と成立

本サービスの契約については、加入者が本約款及び提携事業者の規約に同意し、当社所定の加入申込書に必要事項を記入・接印の上、これを当社に提出し当社が承認した際に成立するものとします。ただし、当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準しる団体への提供は行わないものとします。 2. 加入者及び ID を付与した家族毎に別途定める本サービス利用のための機器を最大 5 台登録できるものとします。

3. ID を付与された加入者とその家族による本サービスの映像コンテンツの同時利用は、登録が完了した機器最大3台までと します。 ただし、同一 ID においては異なる登録完了の機器であっても同時に同一の映像コンテンツの利用はできないもの

ひとします。 4. 当社は利用申込書の提出があった場合でも、次の場合には承認しないことがあります。

(1) 利用申込者が、本約款及び提携事業者の規約上請求される諸料金の支払いを怠る恐れがあると認められる場合。

(1) 利用申込者が、本分割次以び提携事業者の規約上請決される諸科室の支払いを息る念れがあると認められる場合。
 (2) 利用申込者が、本的数及び提携事業者の規約に違反する恐れがあると認められる場合。
 (3) 本サービスの提供を受けるために必要な環境の構築が困難であると判断される場合。
 (4) 利用申込者が未成年であり、かつ法定代理人の同意を得ていない場合。
 5. 加入者以の締結について、地主、家主、その他利害関係者があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負みものとします。

6. 本サービスの利用期間は1カ月単位の自動更新とする。 第4条 加入申込の撤回等 加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みを撤回又は当該契約の解除を

. 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を受領したときにその効力を生じます

3. 加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には加入者はその工事に要した費用の全ての 費用を負担するものとします。

- 加入者は、加入契約を解除しようとする場合、当杜指定書式により当社にその旨申し出るものとします。

 2. 加入者は解除の場合、第17条 (利用料金) の規定による利用料を含む全ての料金 (解約月の月額利用料も含む) を当該解除の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。

 3. 解除の場合、当社はサービスの提供を停止します。加入者は解除に伴い、加入者が所有若しくは占有する敷地、建物そ
- 3. 所謂の場合、当社は『こんの定性を序正しょう。加入者は不明明に日代、加入者が所有も八は日前するが思い、建物での他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復田費用を負担していただきます。
 4. 加入者は、加入契約を解除した場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、別表1に定める機器損害金を請求します。

第6条 本サービスの内容

本サービスは当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ(以下 「ビデオコンテンツ」という)を視聴することができる映像配信サービス(以下「ビデオサービス」という)です。 2. 本サービスの対象地区は日本国内とします。 3. 本サービスは地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

第7条 本サービス利用の条件

- 当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。
- 2. 本サービスの利用にあたっては、本規約を承諾の上、当社所定の手続きに従い変事項の登録を行うことにより申込むものとします。必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないもの
- びにします。 かまず 取り足球 は上間ト 丁子文 に 上端 トラマン とします。
 3. 本サービスの提供は当社の提供する以下のインターネッサービスを休止もしくは停止 い いる 間間 は 本サービスの利用ができなくか はす。 つきもして インターネッサービスを 休止 または 停止から 再開した際に 再び 本サービスの利用をご希望される場合は 再度 お申し込み 手続きが必要となり、第11条に 定める 認証用の ID とパスワードが変更となりますのでご了承ください。

第8条 サービスの種類

本サービスには次の各号で定める種類があります。

- ドケービスト・はベルロイフ・レビルショニタン・・・・
 (1) [FOD]
 フリー・オン・デマンド (Free On Demand) の略称で、当社ないしは提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料でビデオコンテンツを視聴できるサービスをいいます。
- | 見返し番組|
 当社とチャンネル視聴契約のある利用者に対し、提携事業者である放送事業者及び番組供給事業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見返し視聴対象番組として、当月の月初から月末までの1カ月間を利用単位として利用できるサービスです。
- 当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスで、スポーツなどのライブ配信も含ま

当社は、加入者に対して別途定める「VOD(ビデオ・オン・デマンド)「milplus (みるプラス)」利用に関する機器仕様」 を満たした機器(以下「推奨機器」という)を通じて、第6条に定める「本サービス」を提供します。本サービスの視聴を希望される方(以下「視聴希望者」という)は、別途定める当社指定の申し込み方法や当社および提携事業者が提供するボータルサイト、アブリ等の画面上において、ID、バスワード等の認証情報を用いて視聴を申し込むのとします。

スパッコ、アンツ寺の四回山上にもいく、ID、アベンプーキッパルに用機を用いてが飛ぐ中じ込むものどします。
2. 「見放腹バック・ブライム」の視聴希望者は、別途定める当社指定の申し込み方法により州用契約を締結するものとします。
なお、契約完了月内の利用料金は発生しませんが契約完了月内の解約は受け付けないものといたします。申込みを撤回し又は解約する場合は、撤回し又は解約を行う月の月額利用料金が発生いたします。

第10条 視聴年齢制限付コンテンツ

本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の加入者宅への成人

- 同パコンテンプの発展は異なるとれ。 2. 本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ(以下「視聴年齢制限付コンテンツ」という)があります。 視聴年齢制限付コンテンツは、視聴可能な年齢に到達している加入者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することが
- 17.860千円町町はパータンとの、 17.860千円町に対域のできます。 できます。 3. 成人向け及び年齢制限のあるコンテンツを視聴するための暗証番号は、20歳以上の加入者からの申請に対して、当社も しくは提携事業者を通じ所定の方法により通知します。 4. 暗証番号は4桁の数字であり、当社が別に定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとします。
- 4. 暗血臓がらばれがの数子にめが、ヨれいが小になりがあた。 5. 加入者は、暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、加入者が暗 証番号を変更する等の措置を講じるものとします。当社は、最低視聴年齢に満たないものが視聴年齢制限付コンテンツを 視聴したことによる損害について、その損害を賠償しません。また、加入者は、第三者による暗証番号およびパスワード の不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額を当社に支払うめとします。

第11条 認証情報

- 第11本 めぬ此間等型
 サービス利用の際に、加入者は当社が別途定める方法にて認証用の ID とパスワードを取得・設定するものとします。
 2. 加入者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳正管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他責与等を行うことはできず。また認証情報を第三者が知ることができる物件上に手記・放置する、生年月日等の第三者に類性されやすい情報を認証情報にする等の注意教務を含ると認めわる行為をしないものとします。
 3. 認証情報を利用して行われた行為は、全て加入者によって行われたものとみなし、加入者は当該行為について責任を負うまのはませ。
- ものとしょ。。 4. 加入者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念
- ** 加入香味、soaillip#如 第一音・ルグスに参す。 第一音・デール・対応さい、ジャダングのジャーコンに Soaillip#のプスンがあった場合。 当社へ直ちにその音を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。

 5. 加入者は、認証情報のうち、自ら設定するバスワートを定期的に変更するものとします。

 6. 加入者は、自己の ID およびバスワードが使用されたことにより当社、提供事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第12条 一時中断

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。 当社は、次の各号のいずれかの事田に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。 これにより加入者主たは第一名者に掲書が発生した場合においても一切の責任を負わないものとします。 (1) 当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生しまたは保守点検もしくは改修等を行う場合 (2) 火災、停電、天災およびその他不可抗力により本サービスを提供できない場合 (3) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断によ場合 2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に加入者に

- 通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。 3. 当社及び提携事業者は、事前に当社及び提携事業者が適当と認める方法で加入者に周知することにより、加入者に何

第13条 本サービスの中止

加入者は、本サービス提供期間中において本サービスの利用を中止する場合は、当社所定の方法より、当社に対して申し出

- 81」750720349。 2.当社は、加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当 ・ヨロは、加入目が入めい。すいたのようなこっぱい中間にた場合、加入目がの事的地角はたは確定ないた、置うに当該加入者に対します。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

 (1) 当社への届け内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) 本サービス提供を妨害した場合
- (3) 本約款または提携事業者の規約や約款等のいずれかに違反した場合
- (4) 本サービス利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合 (5) その他、当社が加入者として不適切と判断した場合

第4章 サービスの変更等

第14条 加入契約由込書記載事項の変更

加入者は、サービス内容の変更を希望する場合、事前に当社にその旨を当社指定書式により申し出るものとし、当社はそれ を承諾した場合、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとします。

2. 加入者が前項の規定により変更する場合、当社は第3条(契約の単位と成立)の規定に準じて取扱うものとします。

第15条 権利義務の譲渡等の禁止

加入者は、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を

第5章 料金等

第16条 初期導入費用

加入者は、別表1に定める初期導入費用を当社に支払うものとします。

- (1) 加入登録料金 (2) みるプラス端末 (IP-STB) 設置費用
- 2. 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、初期導入費用の改定をすることがあります。

加入者は、別表1に定めるサービス利用料金を当社に支払うものとします。利用料金は毎月1日から末日までを1カ月として暦月 単位で計算を行います。
(1) 「見放題バック プライム」 利用料金

- (2) ファート お得パック プラフ利田料会
- (2) スマートお得パックプラス利用料全 2. 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。 3. 加入者が、アスミック・エース株式会社(以下「AA」という)が提供する「見放題パック ジャンル」および「TVOD」を視聴した場合、当社は、AA の定めるところに従い、AA の加入者に対する債権の譲渡を受けるものとします。これにより、加入者は、「見放題パック ジャンル」もなび「TVOD」の利用料を当社に支払う他のといたします。「短節パック ジャンル」と解約する際は、申込み時と同じく IP-STB 又はパソコン・スマートフォン・タブレットいずれかより解約手続きが必要です。

第18条 料金の支払い方法

料金の支払い方法は、口座振替もしくはクレジットカード支払いとなります。

第19条 料金の返還

当社側の責めに帰すべき事由により「見放顔パック プライム」が利用できない状態となった場合。 本サービスが全く利用でき 当社間の限めにあずいて参加により「RDMM ソファイス」 ない状態であることを当社が認知した時刻から起草して24時間以上連続し、かつ第9条第2項に基づ名視聴を申し込まれた 有料コンテンツに係る月額ブランの期間が満了していないときは、当社は加入者の申告に基づき、当社が認知した時刻以後 の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する

第6章 責任及び利用の制限等

第20条 青仟

当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、

- 当在は、ピアイコンアンパル元宝性、正確性、権実性及び有用性等について、知可はる味証も行わないものとします。また、 本サービスの提供において、当社及び提携事業者が採用する暗号技術は、当社及び提携事業者が妥当と判断する限りの ものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証もおこなわないものとします。 2. 加入者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにア クセスする必要があります。当社は加入者の本サービスへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不 具合にかかる責任は良いません。 3. 加入者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものと
- 3. 加入者が本サービスが利用によって第三者に対して損害または損失きみたび高さ、当在は、一切の責任を見びないものに
 し、加入者が本サービス時間を持た、当社に何ら負担が生じることのないようにするものとします。
 4. 加入者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社等に損害を与えた場合、当社等は、当該加入者では力に損害賠償の請求を行うことができるものとします。
 5. 加入者は、本サービス提供期間中、当社から貸与された機器を加入者自らの注意を持って管理し、それら機器の移動、アレル・ボースをよりを持ちませる。
- 取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。

第21条 本サービスの利用の制限

加入者は、当社が事前に承認した場合(情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当社を通じ、事前に当該第 加入省は、ヨ社が事前に不認むに適合、情報等に関し、権利で行う第二省が、必適合には、ヨ社を題し、事前にヨ政第 三者の承認を取得することを含む)を除る、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、加入者個人としての私 的使用以外の目的には使用しないものとします。 2. 加入者は本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を

目的とした行為を行わないものとします。

第7章 施設等

第22条 設置場所の変更

- 加入者は、次の場合に限り引込線及び機器等の設置場所を変更できるものとします。 (1) 変更先が同一敷地内の場合 (2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合

筆23条 端末機かどの貸与

当社は、加入者にサービス毎に機器等(みるプラス端末(IP-STB)本体及びその付属品)を貸与します。

- 3 加入者は、使用上の注意事項を終于して維持管理するものとします。
 3. 加入者は、使用上の注意事項を終于して維持管理するものとします。
 3. 加入者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、別妻に定める機器得害を企適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
 4. 加入者は、当社が必要に応じて行なう場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものと
- 5 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等 及び設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第8音 雑訓

第24条 禁止行為

- 加入者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。 (1) ビデオコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為 (2) ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- (2) ビアオJンアングを私的使用の範囲を超えく第二者に代籍させる行為 (3) 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為 (4) 本サービスの提供に支障を来す、またはその恐れがある行為 (5) 前各号に定めるほか、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害する、またはその恐れがある行為 (6) 法令もしくは公序良俗に違反する、またはその恐れがある行為

第25条 個人情報、通信内容等の利用

加入者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た個人情報の取り扱いについては、当社が別途定める「個人 情報の保護」が適田されるものとします。

- 情報の採譲」が適用されるものとします。
 2. 加入者は、個人を識別することができる情報(個人情報)ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等(履歴情報)を、当社が次の目的で収集あよび利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。
 (1) 加入者の確認や利便性提供・向上、並びにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、
- サービスに関する情報の提供、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、及び料金請求や収納業務など
- いため。 (2) 加入者が視聴状況について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、ある いはアンケート調査及びその分析を行い、設備の保守及び新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図る (3) 加入者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの

- 3. 加入省は本サービスの利用にあたり、削損に加えて加入者の通信内容が必該されることについて承結すらものとし、当社は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとします。
 4. 当社は、加入者のアクセス環歴および利用状況の調査のため、その他加入者に最適のサービスを提供するために、加入者が当社のサーバーにアクセスする際のIP アドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー(Cookie) の技術を利用して加入者のアクヤセス履歴等に関する情報を収集します。加入者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。
 第2項係など前項で収集した情報は、法会に反しない範囲で、前項に定める目めために利用し、必要を範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があるものとします。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないます。
- しないものにします。 6. 当社は、加入者、第二者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営や当社の権利・財産の保護のために 必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で加入者に関する事項を目ら利用し、または警察その他の 公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等に開示・提供することができるものとし
- ます。. 7. 個人情報の入力をいただけない場合、本サービスのお申込を受け付ける事ができませんのでご了承ください。 3. お客様にはご自身の個人情報について開示・訂正・削除を要求する権利があります。請求の方法に関しては下記、個人 情報に関する連絡先までお問い合わせください。
- 情報に関うの連絡形までの同い。日7といことが、 9、当社の個人情報保護管理者及び個人情報に関する連絡先 住所 〒920-0919 石川県金沢市南町2番1号 連絡先 全沢ケーブル株式会社 宛 先 個人情報保護管理者 営業部長

- 雷 話 0120-751-114 電子メール office@kanazawacable.ip

第26条 知的財産権および成果物の帰属

オサービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む) その他の知的財産権は、すべて当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。加入者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行うことはできません。

2. 加入者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権 利を含む)その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、加入者は、自己が回答した内容等につき著作者人格 権を行使しないものとします。

第27条 通信の秘密

当社は、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成 27 年6月 24 日総務省告 示第 216 号)に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

- 2 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。 (1) 通信当事者の同意がある場合。
- (2) 刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号) 第218条 (裁判官の発する令状による差押等) に基づく強制の処分が行

本サービス及び加入契約に関し、当社と加入者との間に紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とよす。

第29条 定めなき事項

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び加入者は本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとし、

(1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします (2) この約款は、令和4年7月1日より施行します。

別表1.料金表 初期導入費田

項目	費用	
加入登録料金	5,000円 (税込5,500円)	
みるプラス端末 (IP-STB) 設置費用	5,000円 (税込5,500円) ※	
※スマートお得パックプラス、スマートTVボイスプラス、スマートTVボイス2プラス、スマートTVボイス2ミニプラスの方は無料。		

品目	利用料金(月額)	
見放題バック プライム	933円 (税込1,026円)	
見逃し番組	無料※	
FOD	無料	
スマートお得パック プラス利用料金	9,580円 (税込10,538円)	
スマートTVボイスプラス利用料金	9,580円 (税込10,538円)	
スマートTVボイス2プラス利用料金	9,580円 (税込10,538円)	
スマートTVボイス2ミニプラス利用料金	7,280円 (税込8,008円)	
※デラックスコース、スーパーコース、スマートお得パックプラス、スマートTVボイスプラス、スマートTVボイス2プラスに加入している方のみ、視聴できます。		

IP-STB 本体及び付属品の機器損害金料金

項目	費用
みるプラス端末 (IP-STB) 本体	15,000円 (税込16,500円)
みるプラス端末 (IP-STB) リモコン	4,000円 (税込4,400円)
みるプラス端末 (IP-STB) 電源	4,000円 (税込4,400円)

■スカイLAN無線通信サービス契約約款

第1条(約款の適用)

全沢ケーブル株式会社(以下「当社」といいます。)は、雷気通信事業法(昭和59年法律第86号 以下「事業 金パケーブル株式会社(以下「当社」といいます。)は、電式週間事業点(旧社の3年年時00号、以下「事業法」といいます。)およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるスカイLAN無線通信サービス契約的款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりスカイLAN無線通信サービス(以下「無線通信サービス」といいます。)としてスカイLANを提供します。

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、その他の提供条件は、変更後の約款によります。 2 前項の場合、当社は、ホームページ (http://www.kanazawacable.ip/) にて加入者へ通知するものとします。

第3条 (用語の定義)

この約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用譜	用語の息味
1.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3.電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4.電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として 設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5.無線通信サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下、同じとします。)
6.無線通信サービス	無線通信サービス網を使用して行う電機通信サービス
7.無線通信サービス取扱所	1 無線通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 2 当社の委託により無線通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8.加入契約	当社から無線通信サービスの提供を受けるための加入契約
9.加入申込者	当社が提供するサービスに加入する意思を示している者でかつ、当社がサービスを提供するに当たって工事が必要なサービスの場合は工事を行っていない状態の者
10.加入者	当社と加入契約を締結している者
11.無線機器	無線通信サービスに係る契約に基づいて陸上 (河川、湖沼及びわが国の沿岸 の海域を含みます。以下同じとします。) において使用されるアンテナ設備 及び無線送受信装置
12.無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
13.加入者回線	当社との契約に基づいて、当社の無線基地局設備と無線機器との間に設置される電気通信回線
14.自営端末設備	加入者が設置する端末設備
15.端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年1月26日)総務省令 第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいす。)第3条で定める種類の 端末設備の機器
16.自営電気通信設備	電気通信回線を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備で あって、端末設備以外のもの
17.特定SIMカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、無線通信 サービスの提供を受けるために、当社又は当社以外の者が提供するもの
18.認証情報	無線通信サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、端 末設備又は自営電気通信設備の認証に使用するもの
19.相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
20.技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
21.消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第4条 (無線通信サービスの種類等)

加入契約には、別に定める料金表に規定する品目があります。 第5条 (契約の単位)

当社は、加入者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、加入者は、1の契約につき1人に限ります。 第6条 (契約由込みの方法)

- 加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書を無線通信サービス取扱所に提出していただきます。 (1) 料金表に定める無線通信サービスの品目
- (2) その他無線通信サービスの内容を特定するために必要な事項

第7条(契約申込の承諾と加入の成立)

- 第7条 (契約申込の承諾と加入の成立)
 当社は、加入申込書があらかじめこの約款を承諾のうえ、当社所定の加入申込書を提出したことに対し、当社が当社所定の契約書面を発行したときに、加入を承諾し、契約が成立するものとします。
 2 当社は、加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には、契約書面を発行せず、加入を承諾しません。
 (1) 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
 (2) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
 (3) 無線通信サービスを提供することが技術上著しく困難な場合
 (4) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

- (5) その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合 (6) 加入申込者が、申込内容に虚偽の記載をした場合 (7) その他、当社において、契約を成立させることが、ふさわしくないと判断した場合

第8条(初期契約解除)

第6条(初期突射時候) 加入申込者は、契約内容確認書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面 によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。 2 前項の規定による加入契約の解除は同項の文書を発したときにその効力を生じます。 3 当社が加入申込みの撤回等について不実のことを告げたことにより、加入者が告げられた内容が事実であるこ との誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、当社より新たに発行する正

との聴認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、当社より物たに発行する止しい書面を受領した日から起草して8日を経過するまでの間であれば、契約を解除することができます。 4 第1項の規定により加入契約の解除を行った者は、無線機器、および当社より貸与または提供されたその他の機器を契約の解除後1カ月以内に当社に返却するものとします。なお、1カ月を過ぎて返却のない場合は、別に定める料金表により、当社に機器の外済金を支払うものとします。 5 前項の規定により加入申込みの撤回等を行った場合、加入者は加入契約料の還付を請求することができます。

3 前項の死止により加入年込みの機関等を打った場合、加入有は加入突動外が必関で連絡することができます。 ただし、加入の意思がないにもかかわらず加入申込みを行う等悪質の意思をもって加入申込みを行った場合。 加入申込みをした加入者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められる 時は、この限りではありません。 6 第1項の規定により加入契約の解除が行われた場合、当社は直ちにサービスの提供を停止するとともに、前2項に

またの表別の範囲内で機器の回収を行います。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。 す前項の規定により加入早业込みが趣回等を行った場合、当社は加入者に対して損害賠償者しくは連約全その他全銭等は請求いたしません。ただし、当社は原状復旧に要する費用等を加入者に請求することができるものとします。

第9条(最低利用期間)

無線通信サービスの最低利用期間は課金開始月より12カ月とします。 2 加入者は第1項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第35条(利用料金の支払い義務)の規定にかかわらず、当社が定める期日までに、料金表に規定する違約金の支払いを要します。 第10条(利用開始日)

当社より申込者に対して発送する無線機器を受け取った日を無線通信サービスの利用開始日とするものとします。

第11条 (無線通信サービスの利用休止)

第117条 (無極趣語タ) 一名の20月1年に 加入者は当社が提供する無線通信サービスを一時的に休止しようとする場合は当社が別に定める一定期間内において、無線通信サービスの休止ができるものとします。 と無線通信サービスの休止ができるものとします。 2無線通信サービスを休止する場合、新規加入手数料の払い戻しはいたしません。 3無線通信サービスを休止する場合、加入者は第36条 (手続きに関する料金の支払義務) の規定による料金を支

3 無線通信サービスを怀止する場合、加入者は現場の余(手続きに関する科金の文払義務)の規定による科金を文払うものとします。 4 休止後、無線通信サービスの休止再開をする場合は、加入者は当社にその旨を申し出るものとします。 5 利用休止の期間は、休止開始日の日から起草して6カ月を限度とします。期間が満了した場合は再開するものと します。なお、当社が特に認める場合を除き、再開後6カ月以内の再度の休止はできません。最長期間を経過 しても、加入者が新たに再開の請求を行わない場合には、当社は、契約を解除する場合があります。

第12条 (加入者の氏名等の変更の届出)

か1と不 い此へ百ソントロデジタエン(周山) 加入者は加入者連絡先(氏名、名称、住所、もしくは居所、連絡先の電話番号をいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかに無線通信サービス取扱所に当社所定の書面により届け出てい

にださます。 2当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。 3 加入者は第1項の届出を怠ったことにより、当社がその加入者の従前の加入者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。

して扱っことに同意していただきます。 4 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。 5 当社は、加入者連絡先が事実に反しているものと判断したときは、この約款の規定により加入者に通知等を行 う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。 第13条 (譲渡・貸与の禁止)

加入者が契約に基づいて無線通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡または貸与することができません。

相続又は法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相続人、合併後相続する法人、合併もしくは分

相談又は法人の合併により加入者の地位の承継があったときは、相談人、合併後相談する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、無線通信サービス取扱所に届け出ていただきます。 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

4 加入者は、第1項の届出を怠った場合には、第12条(加入者の氏名等の変更の届出)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第15条 (加入者が行う契約の解除)

加入者は、契約を解除しようとするときは、解約日の1カ月前までに、あらかじめそのことを当社が別に定める無線通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。 2加入者は、解約日の属する月までの利用料金を支払うものとします。また、日割り計算による精算はいたしません。 第16条 (当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。 (1) 料金その他の債務について、支払を2カ月以上遅延したとき。(支払期日を経過した後、当社が指定する 料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認出来な

(2) 契約の甲込みにあたって、当社所定の書面に事実に及りる記載を行ったこと等が刊明したとき。
 (3) 第48条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したとき。
 (4) 事業法または電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信の単一ビスに係る電気通信回線を接続したとき。
 (5) 事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果。

(2) 契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(5) 事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、 技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設 備との接続を廃止しないとき。 (6) 破産、競売、民事再生、会社更生の申し立て等があったとき。 (7) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分をうけたとき。 (8) 前各号のほか、この約款に違反する行為、無線通信サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電 気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。 2 前頭の場合加入者は当社が本契約の解除をした日の履する月までの利用料金を含む未払いの料金を支払うものとします。 3 当社は、加入者への本サービスを停止した後、催告により当社が指定した解除期日までに未納料金の支払いが 確認できない場合は、加入契約を解除するものとします。 4 電力・電話の無電柱化等、やむを得ない事情により当社または特定事業者の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ当社または特定事業者の電気通信設備ので更を余儀なくされ、かつ当社または特定事業者の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ当社または特定事業者の電気通信設備の代替構築が困難な場合、当社は加入者に予め理由を説明した

た。カラミはようにも特定学者もの名と出場においます。 上で、本契約を解除できるものとします。 5 加入者は、本契約が解除となった場合、直ちに本約款による全ての権利を失います。 6 加入者は、解除の場合、当社よりレンタルした無線機器を当社の指定する方法により、速やかに返却するものとします。 7 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

第3章 無線機器の貸与

第17条 (無線機器の貸与)

当社は、別に定める料金表により無線機器を提供します。その貸与料金は利用料金に含むものとします。 当社は、別にための社主教により流動物域的を提供しよう。での見ず行主は刊か付主に占むものとします。 2 本サービスの無線通信に必要な特定だ例カードを無線機器に接続した状態で提供いたします。加入者による特定SIMカードの取り外しは禁止いたします。 当社が認める場合をのぞき、加入者は提供した無線機器の交換を請求できません。 4 前項の場合、加入者は、無線機器を本来の用法に従いかつ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、故

意又は過失により貸与した無線機器を毀損又は減失したときは、加入者は別に定める料金表により無線機器の 弁済金を当社に支払うものとします。

弁済金を当社に支払うものとします。 5 加入者は、契約が解除されたときは貸与した無線機器を1カ月以内に当社に返還するものとします。なお、1カ月 を過ぎて返却のない場合は、契約者は別に定める料金表により無線機器の弁済金を当社に支払うものとします。 6 当社は無線機器に故障が生じた場合、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとします。 7 加入者は、無線機器に故障が生じた場合、ただらにその旨を当社に通知するものとします。 9 加入者は、無線機器に故障が生じた場合、ただらにその旨を当社に通知するものとします。 当社の無線機器に故障のないことが明らかになった場合は、加入者は、当社に対し、当該調査に要した費用を支

払うものとします。 8 加入者は、無線機器の性能、機能が不完全、または通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある 場合を除き、当社へ無線機器の交換を請求できないものとします。 9 加入者は、次の各号の行為はできません。万一、加入者が違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請

求する権利を有します。 (1) 本来の用法によらない方法で、本サービスを不当に受ける、受けようとすること。

(1) 本来の円点によっない乃成じ、本ケーと人を不当に受ける、受りようとすること。 (2) 無線機器を変換、環及等すること。 (3) 無線機器を変められた場所から移動する、接続変更すること。 (4) 無線機器を分解する。変更を加えること。 10当社は、無線機器の老朽化または性能が劣化した場合、あるいは技術的条件等の変更により無線機器の変更が

必要となった場合、当社の費用負担により無線機器を取り替えまたは改修することができるものとし、加入者

11加入者は、加入者の放意、過失、紛失等の場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したす。 べての費用を当社に支払うものとします。 第18条 (無線機器の運用) 当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認めた場合、無線機器に対し必要なデータの更新 等を行うことがあります。。 の場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。 Novervixed VIETI)
当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認めた場合、無線機器に対し必要なデータの更新等を行うことがあります。

2加入者は前項の更新を承諾するものとします。

第4章 自営端末設備又は自営電気通信設備の接続等

第1節 自営端末設備の接続等 第10条 (白骨端末設備の接続)

加入者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備(無 加入者は、その突約者自縁に、人はその突が自国線に上接かられている電元地信収論を介して、自宮端末投順(無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び無線通信サービスの契約者回線に接続することができるものにかぎります。以下この条において同じとします。)を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定める無線通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。 (1) その接続が別記念に規定する技術基準及び技術的条件(以下「技術基準等」といいます。)に適合しないとき。 (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。 (1) 技術基準適合認定規則様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが

(1) 投物率中面自66上が別様式火炬・万火上体式水闸・1900次小等により自14が投物率平等に適合は確認できる端末機能を接続するとき。 (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。 5 加入者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第20条(自営端末設備の認証情報の登録等)

31世代は、当社が必要と認める場合において、その自営端末設備(無線機器に限ります。)の認証情報その他の情報の登録、変更又は消去(以下「認証情報の登録等」といいます。)を行います。

第21条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第21条 (目営端末設備に異常がある場合等の検査)
当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支 障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうか の検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業 法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「軍業法施行規則」といいます。)第32条第2項で定める場合を 除き、検査を受けることを承諾していただきます。 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。 3 加入者は、第1項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。 3 加入者は、第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その 自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第22条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第22条 (目宮端木設備の電波発射の停止時でかめった場合の取扱い) 加入者は、契約者回線に接続されている自営端末設備 (無線機器に限ります。以下この条において同じとしま す。)について、電波法 (昭和25年法律第131号) の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の 停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則 (昭和25年電波監理委員会規則 第18号) に適合するよう修理等を行っていただきます。 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な 理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。 3 加入者は、前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、その自

営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第23条(自営端末設備の電波法に基づく検査)

新之一規(では、自営端末設備 (無線機器に限ります。) の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第2節 白堂雷気诵信設備の接続等

第24条 (自営電気通信設備の接続)

第24条 (自営電気通信設備の接続)
加入者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備 (無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び無線通信サービスの加入者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。)を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定める無線通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。 2 当社は前項の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しないときを除き、その請求を承諾します。 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第23条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 加入者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第25条(自営電気通信設備の認証情報の登録等)

自営電気通信設備(無線機器に限ります。)の認証情報の登録等については、第20条(自営端末設備の認証情報の登録等)の規定に準ずるものとします。

第26条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第220年(日本大阪国内区域III) 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障が ある場合の検査については、第21条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準ずるものとします。 第27条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

自営電気通信設備(無線機器に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第22条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

第28条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第5章 提供中止及び提供停止

第29条(提供中止)

当社は、次の場合には、無線通信サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき

(2) 第33条(提供の制限)の規定により通信利用を中止するとき。 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表の定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。 3 前2項の規定により、無線通信サービスの利用を中止することがあります。

す。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第30条 (提供の停止)

第30米 (延民の伊里) 当社は、加入者が次のいずれかに該当する場合は、6カ月以内で当社が定める期間(その無線通信サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することになったものに限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その無線通信サービスの提供を停 - 9 ることがあります。 (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が

(1) 付金での他の原効に「かた、文弘朝日で転回してもなる文弘がないとき「文弘朝日で転回した後、当社が 指定する料金収割事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確 認できないときを含みます。) (2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。 (3) 第12条 (加入者の氏名等の変更の届出) の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容につい

て事実に違反することが判明したとき。 (4) 加入者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のサービスに係る料金等の債務(その契約約

加入者が当社に突続が食物的しているもの、は物能していた他のリーニスに味る社主等の頂所(その突動が 教等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。 加入者がその無線通信サービス又は当社と契約を締結している他の無線通信サービスの利用において第 46条(利用に係る加入者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

40余 (利用に係る加入者の森務) の規定に違反したと当社が認めたとき。 (6) 事業法又は事業法施庁規則に違反して当社の電気通信回線整備に自営端末設備。自営電気通信設備、他社 回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を、当社の承諾を得ずに接続したとき。 (7) 第21条 (自営端末設備に異常がある場合等の検査) もしくは第26条 (自営電気通信設備に異常がある場 合等の検査) の規定に違反して当社の検査を受けることを指んだとき、又はその検査の結果、技術基準 等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取り

であるがったとき。 (8) 第22条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第23条(自営端末設備の電波法 に基づく検査)、第27条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第28条 (自営電気通信設備の電波法に基づく検査) の規定に違反したとき。

第31条 (インターネット接続サービスの利用)

加入者は、インターネット接続サービス(無線通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへ の接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第32条 (通信の条件)

プラース (Miles・イバ) 当社は 無線通信サービスを利用できる区域について 別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行 当社は、無線通信サービスを利用できる区域によって、別記じてためるサービス区域内に任國する場合に成り行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の 伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。 2 無線通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

第33条 (提供の制限)

第33米 (延民でが明め) 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の 予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及 び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって次表に定める機関を優先的に取り扱うため、 次表に定める機関が利用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以 外のものによる通信の利田を制限することがあります。

機関名			
気象機関	水防機関		
消防機関	災害救助機関		
秩序の維持に直接関係がある機関	防衛に直接関係がある機関		
海上の保安に直接関係がある機関	輸送の確保に直接関係がある機関		
通信役務の提供に直接関係がある機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関		
ガスの提供の確保に直接関係がある機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関		
選挙管理機関	別記2の基準に該当する新聞社等の機関		
預貯金業務を行う金融機関	国又は地方公共団体の機関		

2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由 2 週間か者ロトホーマアレだとこ文はてい週間か先間有によりあうかしの設定された数をおんる文英政團を転出することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。 3 当社は、無線通信サービスの運用及び品質の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することがあります。 4 無線区間(契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。)における通信については、AXGP方式により

セキュリティを確保いたしますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものでは

ありません。 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検又は全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設(以下「移設等」といいます。)することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。 6 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行うときは、あらかじめそのことを加入者に通

知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 料金等

第34条 (料金の適用)

新いて来(イエルンは旧) 当社が提供する無線通信サービスの料金は、加入料、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に 関する費用とし、料金表に定めるところによります。 2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。 3 加入契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、当該支払に要する額は、別に定める

料金等の額に消費税相当額を加算した額とします。

第35条 (利用料金の支払義務)

第35条(利用科学の文払機務) 加入者は、その契約に基ういて当社が契約者回線の提供を開始した日(付加機能又は端末接続装置の提供につい てはその提供を開始した日)の属する月の翌月から起算して加入契約の解除があった日(付加機能又は端末接続 装置の廃止については、その廃止があった日)の属する月までの期間(提供を開始した月と解除又は廃止があっ た月が同一の月である場合は1カ月間とします。)について、当社が提供する無線通信サービスの機様に応じて 料金表に規定する利用料又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支

。 引において、利用の一時中断等により無線通信サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料

等の支払は、次によります。 (1) 次の場合が生じたときは、加入者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

ア 利用の一次中断をしたとき

7 刊刊の一八十回 でしたこと イ 提供停止があったとき (2) 前号の規定によるほか、加入者は、第44条に定める場合を除き、無縁通信サービスを利用できなかった 期間中の利用料金の支払いを要します。 第36条(手続きに関する料金の支払義務)

加入者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要しま す。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。こ の場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第37条 (料金の支払方法)

加入者が当社に支払う費用の支払方法は、当社指定の口座振替もしくはクレジットカード支払いとします。これ

が、日本の一般では、100mのの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mの一般では、100mののでは、100mの

第38条 (割増全)

陽♥■並上) 料全の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない よ。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支 払っていただきます。

第39条(延滞利息)

加入者は、光全での他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし支払期日の翌日から起算して10日以内に支払が あった場合は、この限りでありません。

第40条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう

第41条 (加入者の維持責任)

入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営権法決勝(馬北海路に限ります。)又は自営電気通信設備(馬線機器に限ります。)を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

第42条 (加入者の切分け青仟)

第42条 (加入者の切分付責任)
加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
2 前項の確認に際して、加入者から実籍があった場合には、当社が別に定める無線通信サービス取扱所又は当社が指定する者により当社が別に定める方法によって試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。
3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に放政がないと判定した結果を契約者にお知らせした結果を検討を行い、その結果を加入者にお知らせした結果を検討を引き、対策の原因が自営端末設備、以は自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を会担。これをときまま

負担していただきます。

第43条 (設備の修理又は復旧)

第十3本 (AX MWV PP は A V A K PU I) 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。ただし、24時間未満の修理又は復旧を 保証するものではありません。

第9章 損害賠償

第44条 (責任の制限)

当社は、無線通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなか ときは、その無線通信サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著 しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとしま す。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入

9。) Lめることを当社が認知した時初かり起昇して、24年间以上での水池が連続したとさも、扱い、ての加入名の指書を開食します。
2 前項の場合において、当社は、無線通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する無線通信サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償

し、ての日気に対応する無縁通信サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、ての額に扱う、賠償 します。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3カ月以内に当該請求が行われなかったときは、加 入者はその権利を失うものとします。 3 当社は、当社が提供するサービス内容、また加入者がサービス利用において得る情報など(コンピュータプロ グラム、メールなど)についてその正確性、完全性又は有用性などの保障はいたしません。当該情報のうち当 社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。

4 当社は、加入者がサービス利用に関して、他の加入者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。
5 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。6 お客様がご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、「0120-751-114」にてうけたまわっております。

第10音 雑訓

第45条 (承諾の限界)

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは 保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

第46条 (利用に係る加入者の義務)

第40米(秋7町・180ml八旬の銀行が 加入者は、次のことを守っていただきます。 1 加入者は、当社が契約に基づき設置した端末設備(自営端末設備にあっては、無線機器に限ります。)又は自 営電気通信設備(無線機器に限ります。)を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はそ の設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必 要があるとき又は、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、 この限りではありません。 2 加入者は、故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

2 加入者は、欧思に通信の広及文学に対応するテルな17点を1714ないこととします。 3 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。 4 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備 に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。 5 加入者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

6 加入者は、規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、 修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。 7 加入者は、当社から発行された旧など管理の責任を負います。IDなどを忘れた場合や盗まれた場合、紛失した 場合、第三者に知られた場合、第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合、加入者は速やか に当社に届け出、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。 8 当社はIDなどの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。加入者は、IDなどの管理責任を

8 当柱は口などの使用上の過級や第一者のV使用による損害の責任を買いません。加入者は、口などの管理責任を 負うものとし、加入者は以外の第二者に利用させる、貸与、譲渡、売買などをしてはならなわめとします。 9 加入者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、加入 者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。 10加入者は、前項各号の対策に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。 11加入者は、無線通信サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。 (1) 公序良俗に反する行為

(2) 犯罪行為及びそれに結びつく行為

(2) 必非10歳以てれに配けて、11日 3) 第三者の著作権その他の権利、財産又は位置情報(端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のブライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置じること。 (4) 他者に不利益を与える行為、他人に利用させる行為、又は誹謗中傷し、名誉、信用をき損する行為

(4) 他者に不利益を与える行為、他人に利用させる行為、又は膝跡中傷し、名誉、信用をき損する行為
(5) 上配各号の他、法令に違反するもの、又は違反するおそれのある行為
(6) 無線通信サービスの信用を競損する行為、又は競損するおそれのある行為
(7) わいせつ、児童ボルノ、又は児童瘤符にあたる画像、文書などを送信、掲載する行為
(8) 第三者又は当社になりすましてサービスを利用する行為
(9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
(10) 大量のメールを送信する行為及び当該依頼に応じて転送する行為、大量、少量を問わず第三者に対し、無断で広告・宣伝・動誘等のメールを送信する行為、機悪感を与える電子メールを送信する行為
(11) 第三者又は当社の設備などに無権限でアクセスする行為並びに設備の運営を妨げる行為
(12) 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為
(13) 詐欺等の犯罪的行為及び者に結びつく行為
(14) 無限連鎖講 (いわゆるネズミ講) を開設し、又はこれを勧誘する行為
(15) 事実に戻する者観察法候・掲載する行為
(15) 事実に戻する情報を実に使ってする情報を実に使っている情報を表し、第二者に不良にするでする情報を実に使っている情報を表した。

事実に反する情報を送信・掲載する行為

(13) 事実に反する情報を送信・掲載する行為 (16) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為 (17) 約款に違反する行為その他のインターネットの運用を妨げるすべての行為 (18) 本項各号に該当するおそれがあるもしくは助長すると当社が判断する行為 (19) その他、当社が不適切と判断する行為

第47条 (反社会的勢力の排除)

新谷1.4 (X41本の799/)V/74/167) 加入者および利用者は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。 (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団単構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等その他これらに準

年情級展、泰力回貨所正常、総立盛、工立産助学院はフコロよんは行為別能等力団学でいじこれがに生する者(以下、「暴力団員等) という。)であること。
(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団 日本とも知りについると野なると 員等を利用していると認められる関係を有すること

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有 (6) 自らの役員、または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を

有すること。 2 加入者および利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保

証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為 3. 当社は加入申込者および加入者が前2項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、加入申込者および加

3. 当社は加入申込者および加入者が前2項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、加入申込者および加入者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、加入申込者および加入者にこれに応じるのとします。この場合において、当社は加入中込者および加入者に対し必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、加入申込者および加入者は、これに応じるものとします。
4. 当社は、加入申込者および加入者が第1項各号のいずれかに該当することもしくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項もしくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、第1項もしくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、第1項もしくは第2項を持つが定じ、その他本契約の申込みを承諾しることまたは本契約を解除することができるものとします。
5. 加入申込者および加入者は、前項の適用により、加入者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を検護大しないみとします。

等の賠償を請求しないものとします。 第48条(相互接続車業老のインターネット接続サービス)

加入者は、当社が相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入 者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を

請求することを承認していただきます。 BBAT、タビニと派別に対していた。 全無線通信サービスの利用契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者の無線 通信サービス利用契約についても解除があったものとします。

第49条 (法令に規定する事項)

無線通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第50条(閲覧)

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第51条 (通信の秘密) 当社は、電気通信事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2 刑事訴訟法第197条第2項(捜査関係事項紹介)、第218条(令状による捜索)その他同法もしくは犯罪捜査の

2 加寺的私広場1371米地2場(近東国际学場加力)、第210米(や水による技术)でいた時点はひたしなが発生の ための適信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命予級義務を負わないものとします。 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律募集条(発信者情報の開示請 求等)に基づく開示請求の要件が元足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わ

第52条(加入者に係る情報の取扱い)

当社は、当社代表取締役社長を個人情報保護責任者とし、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を

電法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。 2 当社は収集し知り得た加入者に関する氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは設置場所、請求書の送付先、 クレジットカード情報等、及びその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱い

ます。
(1) サービスの提供を開始・継続・又は終了(電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。)するために利用する場合
(2) 当社が提供するサービス(有線テレビジョン放送サービス、インターネット接続サービス及びそれぞれの追加サービス等を含みます。)の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
(3) 新サービスの取組、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
(4) 加入者から個人情報の取扱に関して、新たに同意を求めるため利用する場合
3 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項(2)の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
4 当社は、前2項に配載した利用目的の違成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。

当社は 加入者の個人情報の取扱に関する苦情は 適切かつ迅速な処理に怒めます。

第53条(苦情処理)

第54条(営業区域)

党業区域は、当社が別に定めるところによります。

第55条 (管轄裁判所) 当社は、本契約により生じる一切の紛争等については金沢地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第56条 (定めなき事項)

第000米(ためると事項が生じた場合は、当社および加入申込者または加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

1 無線通信サービスの提供区域等当社の無線通信サービスの提供区域は、当社党業区域内を主とします。

2 新聞針竿の其準

用語	用語の意味
新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的としてあまなく発売されること (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン 放送法(昭和47年法律第114号)第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であっ で自主放送を行う者
通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいい供給することを主な目的とする通信社

3 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)

4 検査等のための端末設備の持込み

マ 改直マンパーのの9mm不改幅の7寸2207 加入者は - 次の提会には - その白堂端末設備(無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。) 加入者は、次の場合には、その日宮城木故順(無縁検路に除ります。以下この別記4において同してし もしくは白宮電気通信設備(無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。)を、当 た期日に当社が指定する無線通信サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。 (1) 認証情報の登録等を行うとき。 (2) 無線通信サービス契約約款第27条又は第29条の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。 (3) 電波法に基づく端末設備又は白宮電気通信設備の検査を受けるとき。

5 加入者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

この約款は、今和6年4月1日から実施します。

電気通信事業者 金沢ケーブル株式会社

(実施期日)

《スカイLAN無線通信サービス料金表》

1 当社は、加入者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。 (端数処理)

2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。 、パーエキの又近かり 3 加入者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払

うものとします。 4 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(科金) 5 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する消費税等を含む金額とします。 (利金等の随時減免) 5 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、 その料金又は工事費に関する費用を減免することがあります。

7 当社は、料金等の減免を行ったときは、無線通信サービス取扱所に提示する等の方法により、そのことをお知 らせします。 (クレジットカード支払いに関する特約)

(クレンットカートを払いに関する特別) 1 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規 約に基づいて支払うものとします。 2 加入者は、加入者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加

2 加入自転、加入目の 3日に十万日である いか かんかい でからしい 加入者が届け出たクレジットカード 20条件 かんしょう かんしょう かんしょう おんこ 日本 かんかく 当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。 3 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連続するようなします。 が入ります。日に出い口にプレンティア Harry Family Edition Conference Co

トカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断に

より一方的に本手続きを解除できるものとします。

※無線機器の端末料を含みます。
※メールサービスやセキュリティは付属していません。

第1表 無線通信サービスに関する料金 第1 基本利用料

1 適用 基本利用料の適用については、第35条(利用料金の支払義務)によるほか、次の通りとします。

2 料金額(全て税抜)

1契約ごとに

通常プラン 月額2.473円(税込2.720円) 基本利用料 5Gプラン 月額4,400円(税込4,840円)

第2 手続きに関する料金

区分	単位	料金額
基本利用料	初回登録時のみ	3,000円 (税込3,300円)
無線機器 機種変更手数料	無線機器の機種を変更する際、支払いを要する料金	1,500円(税込1,650円)
休止料	無線通信サービスの利用を休止するときに支払いを要する 料金	月額1,000円(税込1,100円) /1台につき
違約金	利用料1カ月分相当額	通常プラン 2,473円(税込2,720円)
	אמוב בויות נו עי זי דינתניי	5Gプラン 4,400円(税込4,840円)
弁済金	無線機器(1台につき)	通常プラン 20,000円(税込22,000円)
	無動的な合作(「口に プロ)	5Gプラン 40,000円(税込44,000円)
	特定SIMカード(1枚につき)	3,000円 (税込3,300円)

(実施期日) この料金表は2024年4月1日より実施します。

■ケーブルラインサービス提供に伴う設備の設置及び 第14条 債権譲渡 当社は、当社が有する、契約者の料金その他の債権を譲渡することがあります。 請求などに関する規約

第1条 規約の適用 本規約は、金沢ケーブル株式会社(以下「当社」という)と、「ケーブルラインサービス契約約款」(以下、「約款」という)を承諾し、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という)より当社を介してケーブルラインサービス(以下「ケーブルライン」という)の提供を受ける者との間における設備の設置、料金の請求などについて適用されます。

2. 当社及びソフトバンクがホームページその他の手段により通知する事項もこの規約の一部を構成するもの

第2条 規約の変更 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約により

ます。 2.当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立 当社は、当社を通じ、ケーブルラインの申込があったときは、ソフトバンクが受け付けた順序に従って承諾 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には申込を承諾しないことがあります。

1) ケーブルライン接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、または保守することが技術上困難

- なとき。 2) 申込をしたものが、ケーブルラインに係る料金(以下「電話サービス料金」という)または工事に関す
- 2) 申込をしたものが、ケーブルラインに係る料金(以下「電話サービス料金」という)または工事に限る費用などの支払いを怠る恐れがあるとき。
 3) 申込書の記載事項に、虚偽、不備(名義、記入漏れ等)がある場合。
 4) 加入申込者が未成年、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、成年後見人の同意が得られないとき。
 5) 料金などのお支払い方法について当社が定める方法に従っていただけないとき。
 6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
 3. 当社は本人及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第4条 加入申込の撤回等 ケーブルラインの契約を行った者(以下「契約者」という)は、加入申込の日から起算して8日を経過する までの間、文書によりその申込の撤回を行うことができます。 2. 前項の規定による加入申込の撤回は、前項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。

- 期項の現定による加入甲込の撤回は、前項の又書を当社が受領したときにその効力を生じます。
 加入契約後、引込工事、宅内工事などを着工済み、又完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用を負担するものとします。
 契約の撤回に伴い当社は契約者の最寄りのクロージャーから終端装置までの引込工事に係る施工部分及び終端装置などを散去し、契約者は工事費を支払うとともに撤去に伴う契約者が所有する敷地、家屋、構造物などの回復を自己の負担にて行うものとし、当社はその復旧について一切の責任を負わないものとしませ、

第5条 設備の設置

第3条 放順Vixi回 契約者は、ケーブルラインへの申込をしたことをもって、当社が、ケーブルラインに必要となる設備の設置 を実施することに同意したものとします。その工事及び保守等は、当社所定の機器、工法などにより当社また は当社が指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。契約 (あるいは申込)が撤回され、または契約が解除された場合、契約者は直ちに終端装置を当社に返却するものとします。尚、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第6条 契約者の履行義務

- 第6条 契約者の履行義務
 電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)または建物内などにおいて、当社が電話
 接続回線、展内配線及び終端装置などの設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
 2. 機器の設置、撤去、保守などの工事、点検などを行う為に、必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷始、家屋、相撲物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水などを無償で使用できるものとします。この場合においてもまります。この場合においてもいるとできません。というないにあるのでは、変数者はあらかじめその承諾を得てすくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
 3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準する区域内を含みます)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や、管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
 4. 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたは線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意または過失により終端装置を故障、破損させた場合は、第5条で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。
 第7条 米ゼニト

第1余 **ソホート** 契約者がケーブルラインを利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題ないことを確認の上、当社に申告していただきます。 2. 前項の申告に基づき、当社は当社及びソフトバンクの設備の修理または対応(以下「サポート」という)

- ・ 前項の中音に巻うさ、当社は当社及びランドバングの設備の修理または対応(以下 19 パード) のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯などにより対応できないまたは相応の 時間を要する場合があります。 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題のある場合、並びに当社、またはソ
- フトバンクの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項の サポートの責を負わないものとします。

第8条 ソフトバンクに係る債権の譲渡等

※ → ペンドン・レーボの (具性が)誘視等 当社は、契約者に、約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたソフトバンクの債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第9条 料金

第3条 科並 ケーブルライン設備の設置に伴う料金等は契約者負担とし、その額は別表に定めることとします。また、ソフトバンクが提供するケーブルラインに係る料金は約款に定めるところによります。

第10条 請求と支払など

第10余 調水と支払なと 契約者は、各月の電話サービス料金及び工事費などを金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める 期日までに毎月支払いを行うものとします。 2. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込または当社が定めるその他の方法で支

払うことができるものとします。但し、金融機関に係る振込手数料等は、契約者の負担とします。 3. 契約者は当社が電話サービス料金及び工事費などの収納業務を収納代行会社に委託することがあることを

第11条 契約の解除

- 811条 契約の解除当社は、次の場合には、ソフトバンクを通じ、その利用契約を解除することがあります。1)電話サービス料金または工事費などその他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないまたは
- 1) 電話サービス料金または工事費などその他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないまたは 支払わない恐れのあるとき。
 2) 契約の申し込みにあたって、事実に反する記載を行ったことなどが判明したとき。
 3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を接続したとき。
 4) 電気通信回線の地中化など、当社または契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でケーブルラインのサービス継続ができないとき。
 5) 本規約またはソフトバンクが定める約款に違反した、または違反するおそれがある場合。
 6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
 尚、契約者は契約解除に伴い債務の履行を免除されるものではありません。

第12条 契約者に係る情報の利用 当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先などの情報を、個人情報の保護に関する法律にのっとり、本規約及びソフトバンクが定める約款に係る業務の遂行上必要な歴史を提供して利果。 報を、個人情報の代譲に関する法律にのっとり、本規約及びソプトハングが定める約款に係る業務の遂行上火要を観用で適切に利用します。

2. 当社は個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

1) サービスを提供すること (契約管理 升金課金、保守、サポート対応等を含みます)。

2) サービスレバルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。

3) 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、

- 郵便、電子メールなどにより送付し、または電話すること。 4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール郵便等を送付し、または電話 すること。
 5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
 6) 上記1~5にもかかわらず、次の場合にあたってはその限りではありません。
 (ア) 法令に基うく場合。
 (イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (1) 入のご田の、男体または別座の休憩のに必要があって、本人の问题を行ることが困難であるとさ。(ウ) 公衆衛生の向上または、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することがは、対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及
- ぼすおそれがある場合。 3. 当社は前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとしま

第13章 頃権の休主 当社が工事費等の債権及び第8条 (ソフトバンクに係る債権の譲渡) により譲り受けた債権の保全に際して 必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書 類の提出を求めることができるものとします。

第15条 紛争の処理

新 13米 約 ポップンを注 ケーブルラインについて、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する簡易裁判所また は地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第16条 定めなき事項

あたるものとします。

第17条 準拠法 この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

別表:第9条に定める料金額

		対象者	工事内容		建物形態	
					戸 建	集合住宅
*	本サービスの 加入時	金沢ケーブル 既加入者	追加工事	ケーブルライン 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
		金沢ケーブル 未加入者	新規工事	ケーブルライン 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額
本	マサービスの 解約時	ケーブルライン 契約者	撤去工事	ケーブルライン 接続回線ごと	別に定める 実費相当額	別に定める 実費相当額

この規約は、令和4年7月1日より実施します。

■お客様番号(お客様専用ページ利用時は「ユーザ ID」) でログインすることに関する注意事項

- ●お客様番号(お客様専用ページ利用時は「ユーザ ID」) とパスワードで、「お客様専用ページ」や該当するオプショ ●お客様番号(お客様専用ページ利用時は「ユーザID」)とバスワードで、「お客様専用ページ」や該当するオプションサービス、他に当社が提供する対象サービスおよび当社もくは当社以外の第三者が提供する方と客様専用ページ」に対応する各種サービスへのログインが可能になります。お客様番号(お客様専用ページ利用時は「ユーザID」)とバスワードの組み合わせが、他の方に知られてしまうと、他の方がお客様に代わって、お客様番号(お客様 専用ページ利用時は「ユーザID」)でのログインをして「お客様専用ページを使用したり、オプションサービスやその他当社が提供するサービスおよび当社もしくは当社以外の第三者が提供する「お客様専用ページ」に対応する各種サービスを使用したりする可能性があります。お客様番号(お客様専用ページ利用時は「ユーザID」)とバスワードの組み合わせ情報については、お客様自身がしっかりと管理いただきますよう十分にご留意願います。
 ●お客様番号(お客様専用ページ利用時は「ユーザID」)は、契約者に対して付与され、利用できるものです。第三者が利用することはできません。

- ●お客様番号 (お客様専用ペーン利用時は | ユーザ IDJ) は、契約者に対して付与され、利用できるものです。 弟 三者が利用することはできません。 当社は、サービス利用時に入力されたお客様番号 (お客様専用ページ利用時は [ユーザ IDJ) およびパスワード が、登録されたものと一致することを当社が所定の方法により確認した場合は、本人による使用とみなします。 それが第三者による不正使用であった場合でも、契約者に生じた損害について一切責任を負いません。 お客様番号 (お客様専用ページ利用時は [ユーザ IDJ) およびパスワードが容用され又は窓用される可能性があ ることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに 従うものとします。
- 促うものとします。 ●利用者のお客様番号(お客様専用ページ利用時は「ユーザ IDJ)ならびにパスワードの管理不備により、情報提供者や情報システムの提供者が著しく不利益を受けた場合、利用者に責任が発生することがあります。